資料２

令和７事業年度にかかる業務の実績に関する評価結果
小項目評価（素案）

令和８年７月

大阪府
大阪市

○　・健康安全基盤研究所の概要

1.　**現況**（令和８年３月 31 日現在）

(1)　法人名

地方独立行政法人　大阪健康安全基盤研究所

(2)　本部の所在地

大阪市東成区中道一丁目３番３号

(3)　沿革

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所は、平成 29 年４月、大阪府立公衆衛生研究所と大阪市立環境科学研究所の衛生部門を統合・独法化して設立された。令和５年１月、新施設に移転。

(4)　役員の状況

理事長　　朝野和典
副理事長　　對馬英雄
理事　　川本祥生
監事（非常勤）　針原祥次（弁護士）
監事（非常勤）　村井一雅（公認会計士）

(5)　資本金の状況

8,740,673,493 円（大阪府出資 5,896,004,096 円、大阪市出資 2,844,669,397 円）

(6)　職員の状況

148 名（研究職 120 名、事務職 28 名）（役員を除く）

(7)　組織　（※業務内容の詳細は右の表を参照）

総務部（総務課、管理課）、企画部（研究企画課、信頼性保証室）、公衆衛生部（健康危機管理課、疫学解析研究課）、微生物部（細菌課、ウイルス課）、衛生化学部（食品安全課、食品化学課、医薬品課、生活環境課）

２．大阪健康安全基盤研究所の基本的な目標等

(1)　基本的な目的

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所は、公衆衛生に係る調査研究、試験検査及び研修指導並びに公衆衛生情報等の収集、解析、提供等の業務を通じて、健康危機事象への積極的な対応をはじめ、行政機関等への科学的かつ技術的な支援を行い、もって住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与することを目的とする。

(2)　事業内容

① 公衆衛生に係る調査研究、試験検査及び研修指導並びに公衆衛生情報等の収集、解析、提供等を行うこと。
② 試験機器等の設備及び施設の提供に関すること。
③ 前２項に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

組織と主な業務

部	課	主な業務
総務部	総務課	人事労務、庶務、法務、文書管理 予算、経理、契約、財産管理
	管理課	
企画部	研究企画課	法人業務の企画調整 試験検査の信頼性確保業務
	信頼性保証室	
公衆衛生部	健康危機管理課	健康危機管理情報の収集と提供 基幹感染症情報センターの運営 疫学解析研究業務 循環器疾患予防業務
	疫学解析研究課	
微生物部	細菌課	食品中の微生物の試験検査・試験法の開発 食中毒の原因因子の検索・同定 感染症の原因病原体の検索・確定診断、感染症発生動向調査 病原体を媒介する動物、節足動物の調査研究 感染症に関する疫学調査・解析・研究
	ウイルス課	
衛生化学部	食品安全課	食品中の残留農薬、食品添加物、重金属等の試験検査、分析法の開発 アレルギー物質や自然毒等に関する検査・研究 医薬品等の品質確保及び健康被害防止に関する試験・研究 危険ドラッグに関する試験・研究 水道水等の微量有害物質の検査・研究 環境中の放射能調査、環境微生物の検査・研究
	食品化学課	
	医薬品課	
	生活環境課	

中期目標	（前文） 省略 第１　中期目標の期間 省略

※中期計画・年度計画の順序は小項目番号の順序と異なるところがあります。

中期計画	**第１　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置** **１　行政及び住民に対して果たすべき役割の維持と強化** **(3)　試験検査機能の充実**	大項目区分番号 1

中期目標	第２　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 研究所は、公衆衛生分野における専門家集団として、その母体である大阪府立公衆衛生研究所及び大阪市立環境科学研究所にこれまで蓄積されてきた資源を有効に活用し、地方独立行政法人の特性を十二分に発揮して行政及び住民に対して様々な科学的かつ技術的な支援を行い、府内の公衆衛生の向上並びに住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与すること。 その際には、国立感染症研究所、国立医薬品食品衛生研究所及び国立保健医療科学院（以下「国立研究機関」という。）、大学等と連携すること。さらに、国立研究機関、地方衛生研究所等で構成する衛生微生物技術協議会、全国衛生化学技術協議会及び公衆衛生情報研究協議会を核とする感染症、食品衛生及び公衆衛生分野における各ネットワーク（以下「全国ネットワーク」という。）を活用し、最新の情報に基づいた活動を行うこと。また、研究所は、必要な人材の確保及び能力開発並びに検査機器の整備・維持に努め、機能を強化すること。さらに、研究所は、大阪府市共同設置の地方衛生研究所として大阪府及び大阪市が必要とする試験検査、調査研究等が確実に実施できるよう体制を確保すること。健康危機事象発生時その他大阪府知事又は大阪市長が必要な業務の実施を求めた場合には、迅速かつ十分な対応をすること。 １　行政及び住民に対して果たすべき役割の維持と強化 (3)　試験検査機能の充実 研究所に蓄積された知見、人材、機器等の資源を最大限に活用し、病原体、食品衛生、医薬品、水道水等の公衆衛生に係る試験検査を常に迅速かつ正確に実施すること。その実施に際しては、全国ネットワークを活用し、最新の情報に基づいた試験検査の実施に努めること。また、試験検査における精度管理の重要性に鑑み、信頼性の確保を推進すること。

中期計画	年度計画	法人の自己評価		知事の評価		小項目区分番号
		評価の判断理由（実施状況等）	評価	評価	評価の判断理由・評価のコメント等	
(3) 試験検査機能の充実						
最新の知見に基づき、病原体、食品衛生、医薬品、水道水等の公衆衛生に係る以下の試験検査を実施する。収去検査においては標準処理期間内に検査結果を提供する。標準処理期間を超えた事例が発生した場合は、原因究明を行い、必要に応じて改善策を講じる。 ①　感染症に関する法令に基づく試験検査 感染症に関する法令に基づく病原体の検査を実施する。	最新の知見に基づき、病原体、食品衛生、医薬品、水道水等の公衆衛生に係る以下の試験検査を実施する。収去検査においては標準処理期間内に検査結果を提供する。標準処理期間を超えた事例が発生した場合は、原因究明を行い、必要に応じて改善策を講じる。 ①　感染症に関する法令に基づく試験検査 ・感染症に関する法令に基づく病原体の検査を実施する。 ・急性呼吸器感染症（ＡＲＩ）病原体定点の新型コロナウイルス陽性検体につ	各種公衆衛生に係る試験検査を充実させ、迅速で正確な試験検査結果の還元をすべく、以下の取組を行った。 ①　感染症に関する法令に基づく試験検査（事業年報参照） ・前年度に引き続き、腸管出血性大腸菌 0157、026、0111 の反復配列多型解析法（ＭＬＶＡ法）による遺伝子型別を実施し、感染源や感染経路の特定に有用となりうる分子疫学解析情報を関係行政機関（大阪府、大阪市、中核市）に適時提供した。 ・前年度に引き続き、感染経路の究明や感染拡大防止等を目的に結核菌遺伝子型別を実施し、解析情報を関係行政機関（大阪府、大阪市、堺市、中核市）に適時提供した。 ・感染症発生動向調査事業（サーベイランス）に係る検査を実施した。	Ⅲ	Ⅲ	感染症法施行規則の改正に伴い、令和７年度から新たに開始された急性呼吸器感染症（ＡＲＩ）サーベイランスを滞りなく実施した。 新型コロナウイルス陽性の 85 検体について、次世代シーケンサーを用いた全ゲノム配列解析の結果を大阪府や大阪市等に還元した。 また、万博期間中には感染症媒介蚊サーベイランスにより会場周辺を含む大阪市内 15 地点における蚊媒介性ウイルスが全て陰性であることを確認するとともに、大阪市からの依頼により、万博における食品衛生検査を実施し、安全な万博の開催に寄与した。 さらに、令和７年６月に規格基準が設定されたミネラルウォーター中のＰＦＯＳ及びＰＦＯＡについて、	1

	いて全ゲノム配列を調査し解析を行う。	・感染症法施行規則の改正に伴い、令和７年度から新たに開始された急性呼吸器感染症（ＡＲＩ）サーベイランスを実施した（2,407 検体）。また、麻しん疑い症例について検査を実施した（309 症例 871 検体中、23 症例陽性）。 ・急性呼吸器感染症（ＡＲＩ）サーベイランスにおいて、新型コロナウイルス陽性の 85 検体について、次世代シーケンサーを用いた全ゲノム配列解析を実施し、解析結果を関係機関（大阪府、大阪市、堺市、中核市）に還元した。			大阪府及び大阪市からの依頼に基づき検査法の検討を開始するとともに令和８年４月の水道水質基準項目への格上げに伴い、試験法を告示法に準拠させ、その妥当性評価を実施するなど、検査体制の整備を行った。 加えて、令和７年度から建築物衛生法に規定された特定建築物の冷却塔水中のレジオネラ属菌検査を開始した。 上記より、公衆衛生分野における検査研究機関としての役割を十分に果たしたことから、自己評価の「Ⅲ」は妥当であると判断した。	
②　食品衛生に関する法令に基づく試験検査 大阪府及び大阪市の食品衛生監視指導計画に基づく検査を実施し、食中毒等の発生に際しては原因究明のための検査を実施する。	② 食品衛生に関する法令に基づく試験検査 ・大阪府及び大阪市の食品衛生監視指導計画に基づく検査を実施する。また、2025 年大阪・関西万博における食品衛生検査を実施する。 ・食中毒等の発生に際して原因究明のための検査を実施する。	②　食品衛生に関する法令に基づく試験検査（事業年報参照） ・大阪府及び大阪市の食品衛生監視指導計画に基づく微生物学的検査及び化学的検査を実施した。 ・大阪市からの依頼により、2025 年大阪・関西万博（以下、万博と記載）における食品衛生検査（84 検体）を実施した。 ・令和７年６月に規格基準が設定されたことから、大阪府及び大阪市からの依頼に基づき、ミネラルウォーター中のＰＦＯＳ及びＰＦＯＡに対する検査法の検討を開始した。 ・大阪府及び大阪市、中核市から依頼された食中毒疑い事例の原因究明のための検査について迅速に対応した。（微部）その中で、原因物質調査として、テトロドトキシン及びパリトキシンの検査を行った。また、異物苦情事例における同定、食中毒疑い事例における魚種鑑別検査を実施した。				
③ その他の法令に基づく試験検査 食品表示、医薬品等、水道、家庭用品、その他公衆衛生に関連する法令等に基づく検査を実施する。	③ その他の法令に基づく試験検査 ・食品表示、医薬品等、水道、家庭用品、その他公衆衛生に関連する法令等に基づく検査を実施する。	③　その他の法令に基づく試験検査（事業年報参照） ・食品表示法に基づき、栄養成分表示に関する検査を実施した。 ・医薬品、医薬部外品、化粧品、健康食品、危険ドラッグ、医療機器の検査及び大阪府知事への承認申請に伴う一般用の医薬品及び医薬部外品の製品試験を実施した。また、奈良県の依頼に基づき令和７年度より奈良県が収去した医薬品の検査を開始した。 ・水質汚濁防止法に基づき、排水検査を実施した。 ・水道法に基づき、水質検査を実施した。また、令和８年４月にＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが水道水質基準項目に格上げされるのに伴い、試験法を告示法に準拠させるとともに、その妥当性評価を実施し、検査体制の整備を行った。 ・温泉法に基づく許可申請に対する審査基準の見直しの要否を検討するため、大阪府温泉資源保護調査に係る調査（既存源泉の水質調査）を実施した。 ・有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、家庭用品検査を実施した。 ・令和７年度より建築物衛生法に規定された特定建築物の冷却塔水中のレジオネラ属菌検査を開始した。 ・2025 年日本国際博覧会協会からの依頼を受け、レジオネラ防止指針に基づき、万博会場の修景水のレジオネラ属菌検査を実施した。				

④ 受託事業 国の機関等から委託される事業に基づく検査等を実施する。	④ 受託事業 ・厚生労働省からの受託事業である感染症流行予測調査事業、後発医薬品品質確保対策事業、食品試料調製事業等を実施する。 ・原子力規制庁からの受託事業である環境放射能水準調査事業を実施する。 ・大阪市からの受託事業である感染症媒介蚊サーベイランスについては、万博会場周辺を加えて実施し、マスギャザリングによる輸入感染症の監視体制を強化する。	④ 受託事業（事業年報参照） ・感染症流行予測調査事業において、定期ワクチン接種対象の水痘、麻しん、ヒトパピローマウイルス、Ｂ型肝炎ウイルスに対する抗体価測定を実施した。（ウイ）また府内の医療機関等から検体提供の協力を得て、流行株（肺炎球菌、インフルエンザ菌）の解析を実施した。 ・後発医薬品品質確保対策事業において後発医薬品の品質検査（溶出試験）等を行った。 ・食品試料調製事業において、トータルダイエット試料及び個別食品試料の調製を実施した。 ・環境放射能水準調査事業において、府内６か所のモニタリングポスト連続測定や定時降水中全ベーター放射能、環境試料中ガンマ線核種分析等を実施した。 ・万博の期間中、感染症媒介蚊サーベイランスにより万博会場周辺を含め大阪市内 15 地点で捕獲された雌蚊 1,993 匹について調査し、蚊媒介性ウイルスは全て陰性であることを確認した。 **・感染症法施行規則の改正に伴い、令和７年度から新たに開始された急性呼吸器感染症（ＡＲＩ）サーベイランスを実施した。** **・大阪市からの依頼により、万博における食品衛生検査を実施した。** **・万博期間中、感染症媒介蚊サーベイランスにより会場周辺を含む大阪市内 15 地点で捕獲された雌蚊を調査し、蚊媒介性ウイルスが全て陰性であることを確認した。** **・令和７年６月に規格基準が設定されたことから、大阪府および大阪市からの依頼に基づき、ミネラルウォーター中のＰＦＯＳ及びＰＦＯＡに対する検査法の検討を開始した。** **・令和８年４月にＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが水道水質基準項目に格上げされるのに伴い、試験法を告示法に準拠させるとともに、その妥当性評価を実施し、検査体制の整備を行った。** **・令和７年度より建築物衛生法に規定された特定建築物の冷却塔水中のレジオネラ属菌検査を開始した。** **以上から、年度計画を順調に実施したと判断して自己評価は「Ⅲ」とした。**				

⑤ 信頼性確保・保証業務の実施 各試験検査部門に応じて必要な内部精度管理を実施し、外部精度管理試験に参加する。 精度管理部門において毎年度各検査部門の内部監査等を実施し、信頼性の確保を行う。	⑤ 信頼性確保・保証業務の実施 ・感染症検査、食品衛生検査、水質検査について、検査部門は内部精度管理を実施し、精度管理部門は内部精度管理の記録を点検する。 ・厚生労働省等が実施する外部精度管理調査に参加し、検査員の技能評価及び業務管理の適正な運用を確認する。 ・感染症検査、食品衛生検査、及び水質検査に対する内部監査を実施する。また、医薬品ＧＭＰ検査では自己点検の結果を確認する。 ・試験検査業務従事者等を対象に、業務管理や検査精度の向上に関する研修会を開催する。 ・信頼性確保部門職員を厚生労働省等が開催する研修に派遣し、業務管理の信頼性及び有効性を客観的に検証する知識及び能力の向上を図る。 ・各検査部門の職員を国立研究機関や分析機器メーカー等が実施する技術研修や講習会に派遣し、最新の知見や検査技術の習得等による人材強化を図る。 ・試験検査に関するヒヤリハット事例等について、定期的に部門横断的な情報共有を推進し、試験検査の信頼性の向上と安全文化の醸成を図る。	⑤ 信頼性確保・保証業務の実施 ・各検査部門が実施した内部精度管理記録を抽出して点検した。 ・感染症検査５件、食品衛生検査７件、水質検査２件、食品表示に係る検査２件、医薬品試験１件の外部精度管理調査に参加し、概ね良好な結果を得た。 ・感染症検査、食品衛生検査、水質検査に対する内部監査、医薬品ＧＭＰ検査の自己点検の結果の確認を実施し、必要に応じて改善事項の共有及び是正対応を行うことで、検査業務管理体制の維持・向上につながった。 ・試験検査業務従事者等を対象にした研修会を開催した。理解度テストにおいて高い正答率が得られるとともに、受講後アンケートでは、業務管理の重要性を再認識したとの意見が多く寄せられるなど、知識及び意識の向上につながった。 ・厚生労働省主催の食品衛生検査施設信頼性確保部門責任者等研修会及び環境省主催の水道水質検査精度管理に関する研修を信頼性確保部門職員が受講し、検査施設における業務管理及び精度管理に関する知識及び能力の向上につながった。 ・分析機器メーカー等が実施する分析機器の技術研修並びに国立感染症研究所が実施する「ウイルス研修」及び「動物由来感染症研修」に検査部門職員を派遣し、最新の検査技術及び知見の習得による人材強化につながった。 ・信頼性保証業務に関する所内向けのニュースレター第９号～第１３号を発行した。 **・信頼性確保部門が各試験検査部門に対して、内部精度管理記録の点検、内部監査等を実施した。**	Ⅲ	Ⅲ	信頼性確保部門が各試験検査部門の内部精度管理記録の点検や内部監査等を実施するとともに、外部精度管理調査に参加し、概ね良好な結果を得るなど、検査の信頼性確保に着実に取り組んだ。 また、外部機関が実施する研修に検査部門職員を派遣し、最新の検査技術や知見を習得することで、人材強化につなげるとともに、所内向けのニュースレターの発行を通じて、信頼性確保にかかる情報の共有化や職員の知識向上に努めるなど、試験検査の信頼性の向上と安全文化の醸成に向け取り組んだことから、自己評価の「Ⅲ」は妥当であると判断した。	2

		・外部精度管理調査に参加し、概ね良好な結果を得た。 ・外部機関の実施する技術研修に検査部門職員を派遣し、技術習得による人材強化を図った。 ・ニュースレターを発行し、信頼性確保にかかる情報の共有化や知識向上を図った。 以上から、年度計画を順調に実施したと判断して自己評価は「Ⅲ」とした。				

中期計画	第１　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 １　行政及び住民に対して果たすべき役割の維持と強化 (4)　調査研究機能の充実	大項目区分番号 2

中期目標	第２　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 研究所は、公衆衛生分野における専門家集団として、その母体である大阪府立公衆衛生研究所及び大阪市立環境科学研究所にこれまで蓄積されてきた資源を有効に活用し、地方独立行政法人の特性を十二分に発揮して行政及び住民に対して様々な科学的かつ技術的な支援を行い、府内の公衆衛生の向上並びに住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与すること。 その際には、国立感染症研究所、国立医薬品食品衛生研究所及び国立保健医療科学院（以下「国立研究機関」という。）、大学等と連携すること。さらに、国立研究機関、地方衛生研究所等で構成する衛生微生物技術協議会、全国衛生化学技術協議会及び公衆衛生情報研究協議会を核とする感染症、食品衛生及び公衆衛生分野における各ネットワーク（以下「全国ネットワーク」という。）を活用し、最新の情報に基づいた活動を行うこと。また、研究所は、必要な人材の確保及び能力開発並びに検査機器の整備・維持に努め、機能を強化すること。さらに、研究所は、大阪府市共同設置の地方衛生研究所として大阪府及び大阪市が必要とする試験検査、調査研究等が確実に実施できるよう体制を確保すること。健康危機事象発生時その他大阪府知事又は大阪市長が必要な業務の実施を求めた場合には、迅速かつ十分な対応をすること。 １　行政及び住民に対して果たすべき役割の維持と強化 (4) 調査研究機能の充実 全国ネットワークを活用し、公衆衛生における多様な社会的ニーズや住民の関心を的確に把握し、検査方法の開発及び改良や健康危機事象への対応能力強化に関する研究、公衆衛生行政に必要な指標の実態把握や課題の発掘及び解決のための調査研究等に取り組むこと。また、その成果を行政施策に反映させるように努めること。 ①　調査研究課題の設定 取り組むべき調査研究課題の選定に際しては、社会的ニーズや住民の関心を十分に把握すること。 ②　調査研究の推進 社会的ニーズに応えるために、調査研究業務を通じて最新かつ高度な技術や知見の習得に努めること。健康危機事象への対応に関することや地域特有の課題等、特に重要性や緊急性の高いものについては、効率的に調査研究を実施することができる体制を整備する等の取組を行うこと。また、質の高い研究を推進するため、国内外を問わず他の研究機関との連携を強化すること。 ③　共同研究の推進と調査研究資金の確保 地方衛生研究所としての特性をいかして、競争的外部研究資金も活用し、学術分野や産業界等と共同研究、調査研究等を推進すること。 ④　調査研究の評価 調査研究課題については、社会的ニーズに対する適合性、予算や方法の妥当性、得られた成果の公衆衛生施策への反映等の項目について、外部の視点も交えた評価を行い、評価結果を調査研究の質の向上のために有効に利用すること。

中期計画	年度計画	法人の自己評価		知事の評価		小項目区分番号
		評価の判断理由（実施状況等）	評価	評価	評価の判断理由・評価のコメント等	
(4) 調査研究機能の充実						
調査研究機能の継続的な向上を図るため、地方衛生研究所の強みや特徴を最大限活用し、以下の取組を行う。 ①　調査研究課題の設定 公衆衛生施策の社会的ニーズや住民の関心を、全国ネットワークや関係会議等、様々な機会を通じてきめ細かく把握する。 ② 調査研究の推進 ア　公衆衛生行政に必要な実態把握や、各種検査方法の開発及び改良等については、通常研究課題として位置づけて実施する。	調査研究機能の継続的な向上を図るため、全国ネットワーク及び地方衛生研究所の強みや特徴を最大限活用し、以下の取組を行う。 ①　調査研究課題の設定 行政との協議や、関連学会で得られた情報より、疫学分野、感染症分野、食品衛生分野、医薬品分野、生活環境分野において調査研究課題を設定する。 ②　調査研究の推進 ア　行政依頼検査等の分析法や健康危機事象の原因物質検出方法の開発・改良の取組みや、病因因子の探索等を通常研究課	調査研究機能の継続的な向上を図るべく以下の取組を行い、行政の要請や社会的な課題へ対応するための研究を推進した。 ①　調査研究課題の設定 行政との協議、関連学会で得られた情報、及び社会的ニーズへの適合性、見込まれる成果の還元などを踏まえ、調査研究審査委員会の審議を経て調査研究課題を設定した。 ②　調査研究の推進 ア　通常研究課題を以下の通り設定し、調査研究を推進するとともに、研究成果を行政に還元した。（詳細は参考資料１参照）	Ⅲ	Ⅲ	重点研究課題として選出した「侵襲性黄色ブドウ球菌感染症における分離株のロイコシジン保有状況と病原性解析」を始めとする研究を推進し、外部有識者による調査研究評価において、対象課題の総合評価は平均3.66（５段階評価）の評価を得た。 また、研究の論文発表・著書等による成果発表数は81件となり、数値目標の【76件】を上回るなど、調査研究機能の充実に向けた取組を着実に進めていることから、自己評価の「Ⅲ」は妥当であると判断した。	3

題として位置付け、調査研究を推進する。

No	主担	研究対象	研究手法	研究目的	成果還元
1	疫解	各種感染症 生活習慣病	動向解析 疫学解析	流行予測 生活習慣病予防	まん延防止 保健事業
2	微部	腸管感染症	流行株解析 検出法開発	病原因子解明、流行状況把握	食中毒原因解明、まん延防止
3	微部	呼吸器感染症	流行株解析	流行状況把握	まん延防止
4	ウイ	HIV 感染者	性感染症検査	実態調査	府･病院へ情報提供
5	微部	動物由来感染症	実態調査	情報提供	安全性確保
6	食安	器具・容器包装材料	分析法開発 実態調査	効率化 情報提供	食品衛生法対応
7	食安 食化	健康危害物質	分析法開発 実態調査	食中毒対応 情報提供	安全性確保
8	食化 食安	残留農薬等	分析法開発	効率化	食品衛生法対応
9	食安 食化	食品添加物等 食品成分	分析法開発 機能評価	効率化 情報提供	食品衛生法対応
10	医薬	医薬品等	分析法開発	効率化	安全性確保
11	医薬	危険ドラッグ	分析法開発 活性評価	効率化 薬物評価	安全性確保
12	生環	水環境	分析法開発 実態調査	効率化 情報提供	安全性確保
13	生環	生活衛生	分析法開発 実態調査	効率化 情報提供	安全性確保

個別研究に関する行政還元方法の一覧

所属	課題数	行政還元の方法*			
		A	B	C	D
公衆衛生部	1		1	1	
微生物部	4	3	4	3	1
食品安全課 食品化学課	4	4	4	4	
医薬品課	2	2	2	2	
生活環境課	2	2	2	2	1
合計	13	11	13	12	2

＊ 複数該当する場合あり

〔行政還元の方法〕
A 現行の行政検査等の迅速化、精度向上など(検査方法の開発等)
B 現在、問題となっている行政課題への対応
C 今後、問題となってくる行政課題への事前対応、準備対応
D 説明会などによる行政等への情報提供

イ　地域に特有の課題をはじめ、行政からのニーズや緊急性が高い分野について、

イ　行政からのニーズや緊急性が高い分野の研究課題については、研究審査委員会

イ　法人内における申請課題の中から、調査研究審査委員会で審議選定し、「侵襲性黄色ブドウ球菌感染症におけ

<table>
<tr>
<td>重点研究課題に位置づけ調査研究を推進する。
ウ　国内外を問わず各種学会等に参加し、最新の技術や知見を収集して調査研究に取り組み、調査研究の成果として論文発表等を行う。
【数値目標】　論文、著書等による成果発表５年間で380件

③　共同研究の推進と調査研究資金の確保

④　調査研究の評価
ア　各調査研究課題については、社会的ニーズへの適合性、保健施策や住民に対して見込まれる成果の還元、必要経費などの観点から、研究所において実施の適否を事前に評価する。

イ　調査研究課題については、外部有識者で構成する調査研究評価委員会の評価を受けるとともに、指摘事項に対して改善措置を行う。また、評価結果については、ホームページ等を通して公表する。</td>
<td>で選抜して重点研究課題として推進する。
ウ　国内外の研究機関と連携し、最新の技術や知見を収集して調査研究に取り組み、成果を各種学会や論文等で発表する。
【数値目標】　論文、著書等による成果発表　76件以上

③　共同研究の推進と調査研究資金の確保

④　調査研究の評価
ア　各調査研究課題については、社会的ニーズへの適合性、保健施策や住民に対して見込まれる成果の還元、必要経費などの観点から、また、研究の進捗や成果等の状況から、調査研究審査委員会において、実施及び継続の適否を事前に判定する。
イ　調査研究課題は、地方衛生研究所で実施する研究としての必要性、研究の方向性や学術的水準について、外部有識者で構成する調査研究評価委員会において評価を受けるとともに、指摘事項に対して改善措置を行う。また、評価結果については、ホームページ等を通して公表する。</td>
<td>る分離株のロイコシジン保有状況と病原性解析」を重点研究に位置づけ、研究を実施した。
ウ　各種学会等に参加し、学会発表等を行った。また、論文発表等に取り組み、研究成果の社会的な還元を推進した。
論文、著書等による成果発表
<table><tr><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td></tr><tr><td>91</td><td>85</td><td>85</td><td>81</td><td>－</td></tr></table>（詳細は事業年報参照）
③　共同研究の推進と調査研究資金の確保
（小項目４に分類）
④　調査研究の評価
ア　社会的ニーズ、行政・住民への成果還元などを照らし合わせ、研究目的、必要経費、病原体利用の有無、倫理審査の要否、利益相反管理等の観点、及びこれまでの進捗状況を踏まえ、調査研究審査委員会において研究課題の実施に関する審査を行った。

イ　調査研究評価委員会を12月に開催し、外部有識者から研究課題の評価を受けた。評価対象となった課題についての総合評価は、５段階評価（１：再考すべき　２：改善を要する　３：標準的である　４：優れている　５：非常に優れている）で2.6～4.2（平均3.66）であり、その結果をホームページで公表した。指摘事項については、個別に対応を検討し、評価委員に回答した。（詳細は参考資料２参照）。

・重点研究課題として「侵襲性黄色ブドウ球菌感染症における分離株のロイコシジン保有状況と病原性解析」を選定・推進した。
・研究の論文発表・著書等による成果発表数は81件であり、数値目標の【76件】を上回った。
・外部有識者による調査研究評価において、対象課題の総合評価は平均3.66（５段階評価）であった。

以上から、年度計画を順調に実施したと判断して自己評価は「Ⅲ」とした。</td>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>(4) 調査研究機能の充実</td>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>③　共同研究の推進と調査研究資金の確保
ア　文部科学省科学研究費助成事業、厚生労働科学研究費補助金をはじめとした競争的外部研究資金による研究を実施するための取組を行う。</td>
<td>③　共同研究の推進と調査研究資金の確保
ア　競争的外部研究資金の募集情報を収集し、研究員に対して周知を行うとともに、応募を奨励するなどして研究資金の獲得を図る。</td>
<td>③　共同研究の推進と調査研究資金の確保
ア
・外部資金に関する応募情報を速やかに周知するとともに、別途、応募可能な外部資金情報を収集し、研究員に周知することで応募数の向上に取り組んだ。</td>
<td>Ⅲ</td>
<td>Ⅲ</td>
<td>科学研究費申請促進事業及び若手研究員スタートアップ支援事業を実施し、外部資金獲得に向けた研究支援に取り組んだ結果、外部資金への応募件数は74件となり、数値目標</td>
<td>4</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>【数値目標】　競争的外部研究資金への応募数を５年間で 200 件以上

イ　学術分野や産業界等との連携を深め、受託研究や共同研究等を推進する。</td>
<td>【数値目標】　競争的外部研究資金への応募数を 40 件以上

イ　学術分野や産業界等と連携し、受託研究や共同研究等を推進する。</td>
<td>・科学研究費申請促進事業（令和４年度から継続）を実施し、次年度以降の外部資金獲得のための研究支援を実施した（６件）。
・研究代表者として外部資金獲得の経験のない 39 歳以下の若手研究員に対し、若手研究員スタートアップ支援事業（令和６年度から継続）を実施し、競争的外部資金の獲得を目指した（３件）。
・論文の被引用数向上を目指したオープンアクセス支援事業（令和４年度から継続）を実施し、学術論文のオープンアクセス化に係る費用を支援した。

外部資金等への応募（代表者として応募した件数）
<table>
<tr><th>種別</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th></tr>
<tr><td>文科科研費</td><td>29</td><td>41</td><td>39</td><td>40</td><td>－</td></tr>
<tr><td>その他国</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>－</td></tr>
<tr><td>民間団体等</td><td>6</td><td>8</td><td>18</td><td>34</td><td>－</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>36</td><td>49</td><td>57</td><td>74</td><td>－</td></tr>
</table>
（詳細は参考資料３参照）

文科科研費補助金による研究課題数
<table>
<tr><th>種別</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th></tr>
<tr><td>研究代表者</td><td>53</td><td>50</td><td>46</td><td>46</td><td>－</td></tr>
<tr><td>研究分担者</td><td>13</td><td>16</td><td>13</td><td>11</td><td>－</td></tr>
</table>
（詳細は事業年報参照）

イ　厚労省、内閣府、自治体、企業等の受託研究を８件、国・自治体、企業、大学等と連携した共同研究を 27 件実施した。
（詳細は事業年報参照）

受託研究件数の内訳
<table>
<tr><th>受託元</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th></tr>
<tr><td>国（厚労省等）</td><td>6</td><td>7</td><td>6</td><td>5</td><td>－</td></tr>
<tr><td>自治体</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>－</td></tr>
<tr><td>企業</td><td>4</td><td>3</td><td>4</td><td>4</td><td>－</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>9</td><td>－</td></tr>
</table>
共同研究件数の内訳
<table>
<tr><th>共同研究先</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th></tr>
<tr><td>国・自治体</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td><td>－</td></tr>
<tr><td>企業</td><td>10</td><td>11</td><td>14</td><td>11</td><td>－</td></tr>
<tr><td>大学</td><td>11</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>－</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>23</td><td>24</td><td>28</td><td>27</td><td>－</td></tr>
</table>
</td>
<td></td>
<td></td>
<td>の【40 件】を大きく上回った。
　また、令和７年度の科研費においては、全国の地衛研で最も多い 36 件（新規 16 件、継続 20 件）の採択を受けるなど、外部研究費の確保に努めた。（出典：独立行政法人日本学術振興会「研究者が所属する研究機関別採択件数配分一覧」（令和７年度）
　さらに、学術分野や産業界との受託・共同研究の実績も積み重ねている（受託研究９件、共同研究 27 件）ことから、自己評価の「Ⅲ」は妥当であると判断した。</td>
<td></td>
</tr>
</table>

		・科学研究費申請促進事業及び若手研究員スタートアップ支援事業を実施し、外部資金獲得のための研究支援を実施した。 ・外部資金への応募は 74 件であり、数値目標の【40 件】を上回った。 ・学術分野や産業界等との受託研究を 9 件、共同研究を 27 件実施した。 以上から、年度計画を順調に実施したと判断して自己評価は「Ⅲ」とした。				

中期計画	第１　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 １　行政及び住民に対して果たすべき役割の維持と強化 (5)　感染症情報の収集・解析・提供業務の充実 (6)　研修指導体制の強化	大項目区分番号 3

中期目標	第２　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 研究所は、公衆衛生分野における専門家集団として、その母体である大阪府立公衆衛生研究所及び大阪市立環境科学研究所にこれまで蓄積されてきた資源を有効に活用し、地方独立行政法人の特性を十二分に発揮して行政及び住民に対して様々な科学的かつ技術的な支援を行い、府内の公衆衛生の向上並びに住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与すること。 その際には、国立感染症研究所、国立医薬品食品衛生研究所及び国立保健医療科学院（以下「国立研究機関」という。）、大学等と連携すること。さらに、国立研究機関、地方衛生研究所等で構成する衛生微生物技術協議会、全国衛生化学技術協議会及び公衆衛生情報研究協議会を核とする感染症、食品衛生及び公衆衛生分野における各ネットワーク（以下「全国ネットワーク」という。）を活用し、最新の情報に基づいた活動を行うこと。また、研究所は、必要な人材の確保及び能力開発並びに検査機器の整備・維持に努め、機能を強化すること。さらに、研究所は、大阪府市共同設置の地方衛生研究所として大阪府及び大阪市が必要とする試験検査、調査研究等が確実に実施できるよう体制を確保すること。健康危機事象発生時その他大阪府知事又は大阪市長が必要な業務の実施を求めた場合には、迅速かつ十分な対応をすること。 １　行政及び住民に対して果たすべき役割の維持と強化 (5)　感染症情報の収集・解析・提供業務の充実 感染症情報センターとして、感染症情報の収集・解析・提供に関する機能を充実させるとともに、地域保健対策に係る支援の充実を図ること。あわせて、住民に対して提供されるサービスでもあることから、住民が容易に理解でき、生活に役立てられるよう、工夫して積極的な広報に努めること。 (6)　研修指導体制の強化 地域の保健所等の行政機関の職員をはじめ、国内外の産学官関係機関の職員等への研修を行い、公衆衛生に係る知識及び技術力等のレベルの向上に寄与するように努めること。

中期計画	年度計画	法人の自己評価		知事の評価		小項目区分番号
		評価の判断理由（実施状況等）	評価	評価	評価の判断理由・評価のコメント等	
(5) 感染症情報の収集・解析・提供業務の充実						
ア　大阪府からの受託事業である感染症情報センターは、基幹地方感染症情報センターとして府内保健所、地方感染症情報センターとの定期的な情報共有を行い、感染症発生動向調査に検査データや疫学情報等を加えて解析を進めるとともに、その成果を行政担当部局に還元する。	ア ・感染症情報センターにおいて、感染症解析委員会を毎週開催し、府内保健所、医師会等と情報共有を行う。 ・感染症発生動向調査に検査データや疫学情報等を加えて解析を進めるとともに、その成果を行政担当部局に還元する。 ・法人内に開設した「大阪・関西万博感染症情報解析センター」において、行政部局や国立感染症研究所等と連携しながら感染症情報解析事業を実施する。	ア ・感染症情報センターにおいて、感染症情報解析委員会を毎週開催した。府内保健所、府医師会、他の地方衛生研究所職員の他、公衆衛生部・微生物部研究員も委員として参画し、大阪府内外の感染症情報を共有した。 ・昨年度構築した週報作成システム（案）について、感染症発生動向集計の実装に向け、検討している。 ・検査データや疫学情報等を加えた解析結果について、大阪府保健所での結核コホート会議、大阪市保健所での感染症発生動向調査解析検討会、結核解析評価検討会、結核分子疫学検討会、大阪市感染症発生動向調査委員会などで情報を還元した。 ・大阪府、大阪市、国立感染症研究所と連携し、大阪・関西万博感染症情報解析センターを運営した。様々な角度から万博に影響する感染症情報を探知（強化サーベイランス）し、感染拡大や重症発生等のリスク評価を実施し、週報等を通じて関係機関（万博協会・保健所等）へフィードバックした。また、ホームページを通じ一般市民等への情報発信により、府内の感染症対策の向上を図った。感染性を有する期間に万博会場を訪れていた府外麻しん患者の発生に際しては、「臨時報」を通じて関係機関へフィードバックした。これらの取組が高く評価され、2025 年日本国際博覧会協会から組織表彰（感謝状）を受けた。	Ⅲ	Ⅲ	感染症情報センターにおいて、関係機関と連携し、府内外の感染症情報を共有した上で、週報に併せて府内の流行状況を反映したトピックスを発信した。 また、大阪・関西万博においては、大阪府、大阪市及び国立感染症研究所と連携し、大阪・関西万博感染症情報解析センターを運営した。万博に影響する感染症情報を探知（強化サーベイランス）し、感染拡大や重症発生等のリスク評価を行い、週報等を通じて関係機関（万博協会・保健所等）へ情報提供するなど、感染症対策の強化を図った。 さらに、大阪府と結核や呼吸器感染症に関する講演会の共催や「大安研公開講座」の開催など感染症等の予防啓発に取り組むなど、感染症情報の収集・解析・提供業務を着実に実施したことから、自己評価の「Ⅲ」は妥当であると判断した。	5

<table>
<tr>
<td>イ　感染症に関する知見をはじめとする研究所が有する情報については、専門家及び住民の双方に役立つよう、工夫して発信する。</td>
<td>イ　ホームページ及び報道機関連絡会を活用して、国内外で流行している感染症に関する最新の情報を住民に適時分かりやすく発信し、感染症の予防啓発を行う。</td>
<td>イ　感染症に関する最新の情報を発信し、感染症予防啓発を目的に以下の取組を行った。
・感染症情報センターの週報に併せて、麻しん、伝染性紅斑、百日咳、蚊媒介性感染症など、府内の流行状況を反映したトピックスを発信した。
・大安研メルマガに感染症週報を掲載し、大阪府の感染症情報を発信した。
・報道機関に関する連絡会を開催し、大阪における感染症の発生動向、侵襲性髄膜炎菌感染症、百日咳、インフルエンザ、万博強化サーベイランス等について解説した。開催時にはアンケートを実施し、報道機関のニーズ把握を実施した。
・一般向けの講演会として昨年度より開始した「大安研公開講座」を含め、２回の講演会を開催した。このうち１回は大阪府と共催で実施し、感染症など身近なテーマを題材に講演した。来場者アンケート結果では、講演の満足度について、「満足・やや満足」が 90%以上であった

報道された件数
<table><tr><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td></tr><tr><td>49</td><td>22</td><td>60</td><td>22</td><td>－</td></tr></table>（詳細は事業年報参照）

・大阪府、大阪市、国立感染症研究所と連携し、大阪・関西万博感染症情報解析センターを運営した。万博に影響する感染症情報を探知（強化サーベイランス）し、感染拡大や重症発生等のリスク評価を実施し、週報等を通じて関係機関（万博協会・保健所等）提供した。これらの取組が高く評価され、2025年日本国際博覧会協会から組織表彰（感謝状）を受けた。
・感染症情報センターの週報に併せて、府内感染症の流行状況を反映したトピックスを発信した。
・一般向けの講演会として「大安研公開講座」や大阪府と共催の講演会を開催し、感染症など身近なテーマを題材に講演した。

以上から、年度計画を順調に実施したと判断して自己評価は「Ⅲ」とした。</td>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="7">(6) 研修指導体制の強化</td></tr>
<tr><td>公衆衛生に係る研修指導強化のため、以下の取組を行う。
ア　府内保健所等の検査業務に携わる職員を対象とした技術研修を実施する。

【数値目標】　研修回数　5年で60回以上

イ　国内外公衆衛生関係者や大学生などを対象に、講演又は実技演習形式の研修を行う。

【数値目標】　研修・見学受入れ人数を5年間で1000人以上

ウ　外部の公衆衛生関係機関等で実施される研修等に、講師として職員を派遣する。</td><td>公衆衛生に係る研修指導強化のため、以下の取組を行う。
ア　府内保健所職員や各種監視員など、検査業務に携わる職員等を対象とした技術研修を実施する。

【数値目標】　研修回数　12回以上

イ　国内外公衆衛生関係者や大学生などを対象に、講演又は実技演習形式の研修を実施する。

【数値目標】　研修・見学受入れ人数を200人以上

ウ　派遣要請に応じて、外部の公衆衛生関係機関で実施される研修等に職員を講師として派遣する。</td><td>公衆衛生に係る研修指導を以下のように実施した。
（詳細は事業年報参照）
ア　府市及び中核市等の食品衛生監視員、環境衛生監視員、薬事監視員や検査担当職員等に対して、細菌検査、理化学検査の技術研修や精度管理研修等を実施した。また、受講者の意見を積極的に取り入れるためにアンケート等を実施し、その結果を踏まえて内容や所要時間を見直すなど、実施方法の改善を通じて研修内容の充実を図った。水道水質検査外部精度管理では、外れ値を提出した参加機関に対して、その原因究明と改善のためのフォローアップを実施した。

府内関係職員を対象とした研修回数
<table><tr><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td></tr><tr><td>20</td><td>23</td><td>35</td><td>27</td><td>－</td></tr></table>
イ　国内外の公衆衛生関係者や大学生等に対して、感染症や食品衛生、環境衛生等に関する研修や講義、地方衛生研究所の各種業務紹介や見学等を実施した。

新施設の実習室において技術研修を実施し、公衆衛生分野の人材育成に貢献した。

国内外関係者の研修・見学者数
<table><tr><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td></tr><tr><td>317</td><td>246</td><td>204</td><td>257</td><td>－</td></tr></table>
ウ　府内保健所や医療機関、業界団体等が主催する研修会等に研究員を講師として派遣した。（事業年報参照）

・府内関係職員に対する技術研修は27回実施し、数値目標の【12回】を上回った。
・公衆衛生関係者や大学生257人を対象に研修を実施し、数値目標の【200人】を上回った。</td><td>Ⅲ</td><td>Ⅲ</td><td>府内関係職員に対する技術研修を27回実施し、数値目標の【12回】を上回った。
加えて、受講者アンケート等の結果を踏まえ、研修内容や所要時間を見直し、実施方法の改善に努めた。
また、公衆衛生関係者や大学生257人を対象に研修を実施し、数値目標の【200人】を上回った。さらに、実習室を活用した技術研修を行うなど、公衆衛生分野における人材育成に着実に取り組んだことから、自己評価の「Ⅲ」は妥当であると判断した。</td><td>6</td></tr>
</table>

		・実習室を活用した技術研修を行うなど、公衆衛生分野の人材育成に貢献した。 以上から、年度計画を順調に実施したと判断して自己評価は「Ⅲ」とした。				

中期計画	**第１　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置** **１　行政及び住民に対して果たすべき役割の維持と強化** **(1)　健康危機事象発生時等における研究所の果たすべき役割** **(2)　平常時における健康危機事象発生時への備え** **２　地方衛生研究所の広域連携における役割** **国立研究機関や近畿をはじめとする地方衛生研究所間の相互協力体制のもと、研究所間の連携が有効に機能するように、以下の取組を行う。** **３　特に拡充すべき機能と新たな事業展開** **西日本の中核的な地方衛生研究所を目指し、他の地方衛生研究所にはない検査技術・情報や経験の蓄積等を行うため、以下の取組みを行う。**	大項目区分番号 4

中期目標	第２　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 １　行政及び住民に対して果たすべき役割の維持と強化　(p13 に記載) ２　地方衛生研究所の広域連携における役割 (1)　全国ネットワーク及び国立研究機関との連携 全国ネットワークにおける連携を強化するとともに、国立研究機関と連携し、研究レベルの向上を図ること。 (2)　全国の地方衛生研究所との連携 地方衛生研究所全国協議会の一員として引き続き連携を図るとともに、特に東京都健康安全研究センターとの連携を図ることにより、西日本において地方衛生研究所の中核としての役割を果たすこと。 (3)　行政機関等との連携 府内の中核市、地方衛生研究所、大阪市立環境科学研究センター等と連携し、機能強化を図ること。 (4)　災害時や健康危機事象発生時における連携 災害時や健康危機事象発生時において国立研究機関、地方衛生研究所等と連携し、情報の共有化及び相互の協力を図ること。 ３　特に拡充すべき機能と新たな事業展開 西日本の中核的な地方衛生研究所として、健康危機に関わる情報収集や発信機能の更なる充実強化を図るとともに、病原体の解析等により公衆衛生情報の解析機能を向上させ、疫学調査等への取組を強化すること。また、必要な人的及び物的資源を確保して公衆衛生行政の実施主体である自治体や保健所に対し、研究所が有する技術及び知見を提供するとともに、最新の知見・情報を踏まえた感染症対策等への助言や提言を行うこと。さらに、人材育成においては自治体のみならず、学術分野及び産業界との連携も図ること。また、産業界に対しての専門性に基づく相談機能の拡充を図ること。 新たな事業展開に当たっては、地方衛生研究所としての機能に支障が生じないよう十分配慮すること。

中期計画	年度計画	法人の自己評価		知事の評価		小項目区分番号
		評価の判断理由（実施状況等）	評価	評価	評価の判断理由・評価のコメント等	
２　地方衛生研究所の広域連携における役割						
国立研究機関や近畿をはじめとする地方衛生研究所間の相互協力体制のもと、研究所間の連携が有効に機能するように、以下の取組を行う。 (1)　全国ネットワーク及び国立研究機関との連携 地方衛生研究所全国協議会の一員として、公衆衛生情報研究協議会、衛生微生物技術協議会及び全国衛生化学技術協議会等に積極的に参加し、国立研究機関と連携して技術レベルの向上を図る。	国立研究機関や近畿をはじめとする地方衛生研究所間の相互協力体制のもと、研究所間の連携が有効に機能するように、以下の取組を行う。 (1)　全国ネットワーク及び国立研究機関との連携 ・地方衛生研究所及び国立研究機関と検査技術に関する情報交換を行い、新しい技術の導入に関する知見を得て、検査技術のレベル向上を図る。	(1)全国ネットワーク及び国立研究機関との連携 以下の通り、全国の地方衛生研究所及び国立研究機関と検査技術に関する情報交換を行い、検査技術のレベル向上を図った。 ・全国協議会（公衆衛生情報、衛生微生物、衛生化学）での研究成果発表や情報交換、研修会への講師派遣により、検査等の技術レベルの向上を図った。 ・ウイルス感染症に関する試験検査・調査研究及び健康危機管理対応において、地衛研における顕著な業績や貢献度が評価され、令和７年度全国協議会会長表彰を受賞した。	Ⅲ	Ⅲ	国立感染症研究所（ＦＥＴＰ大阪拠点を含む）と連携を図り、O-ＦＥＩＴが府内保健所における疫学調査等の活動を支援したほか、中核市保健所等からの依頼を受け、食品、食中毒、感染症、家庭用品、水質等について 2,750 件の検査に対応した。 また、近畿支部疫学情報部会において健康危機事象を想定した模擬訓練を主催し、その結果を近畿ブロックの地方衛生研究所と共有した。 さらに、衛生微生物協議会における近畿のレファレンスセンターとして 16 種中 11 種の微生物を担当し	7

	・引き続き、法人内の国立感染症研究所実地疫学研修拠点と連携しながら、O-ＦＥIT活動を充実させる。 ・国立感染症研究所が月報として発行する病原微生物検出情報に参画し、細菌、ウイルス及び寄生虫情報等の検出情報を提供する。	・令和５年度より大安研内に設置された国立感染症研究所の実地疫学専門家研修拠点（ＦＥＴＰ大阪拠点）が法人内の感染症関連ミーティングに参加した。また、大阪・関西万博感染症情報解析センターにおいて日常的に連携した。さらに、O-ＦＥＩＴが府内保健所に対して疫学調査等の支援活動を行った（疫学調査支援４件、研修２回、外部研修支援４回） ・国立感染症研究所が厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課と共同で定期発行している感染症情報誌「病原微生物検出情報（ＩＡＳＲ）」に誌上発表した。			近畿の地方衛生研究所からの技術協力依頼（検査法の問い合わせ等）に対応するなど、地方衛生研究所間及び行政機関等との広域連携に着実に取り組んだことから、自己評価の「Ⅲ」は妥当であると判断した。	
(2)　全国の地方衛生研究所との連携 東京都健康安全研究センターをはじめとする他の地方衛生研究所と連携し、検査機能の向上に取り組む。	(2)　全国の地方衛生研究所との連携 ・地方衛生研究所全国協議会近畿支部の活動等に参画し、検査機能の向上に取り組む。 ・東京都健康安全研究センターと連携し、大阪府薬物指定審査会に諮問する候補物質の活性評価等を行う。	(2)全国の地方衛生研究所との連携 ・全国協議会近畿支部の活動である理化学、細菌、ウイルス、疫学情報、自然毒の各部会の活動に参加し、各専門分野での検査機能の向上に取り組んだ。 ・近畿支部疫学情報部会の事務局として、健康危機事象の発生を想定した模擬訓練準備を行った。参加する近畿ブロック 15 地研は、危機管理要領や検査マニュアル等の点検及び課題等を確認した。大安研は訓練結果を検証し、結果を近畿支部疫学情報部会研究会で報告した。 ・衛生微生物技術協議会における近畿のレファレンスセンターとして、16 種中 11 種の微生物等を担当した。近畿の地方衛生研究所からの技術協力依頼（検査法への問い合わせへの対応や菌株の分与等）に対応した。 ・地方衛生研究所全国協議会が主催するゲノム解析ＷＧに参加し、マニュアル作成に協力した。また、MALDI-TOF MS のＷＧの一員として、会議に参加し、地衛研の状況について情報共有した。 ・地衛研における長年の功績が認められ、昨年度に引き続き令和７年度全国協議会近畿支部長表彰を受賞した。 ・知事指定薬物候補となる危険ドラッグ成分を合成し、東京都健康安全研究センターと連携して４化合物を対象として活性評価を実施した。その結果に基づき、大阪府薬物指定審査会で４品目が新たに知事指定薬物となった。				
(3)　行政機関等との連携 ア　府内保健所等で実施できない高度な試験検査については、研究所で検査依頼を受け入れる。 イ　大阪市立環境科学研究センターと共同研究等により連携し、研究分野で機能強化を図る。	(3)　行政機関等との連携 ア　府内保健所等で実施できない高度な試験検査については、研究所で検査依頼を受け入れる。 イ　大阪市立環境科学研究センターと連携し、衛生と環境の両分野にまたがる共同研究を実施する。	(3)　行政機関等との連携 ア　府内保健所等からの依頼により、以下の取組を行った。 ・中核市保健所等から、食品、食中毒、感染症、家庭用品、水質等について、合計 2,750 件の依頼を受け、検査を実施した。 イ　大阪市立環境科学研究センターと以下の共同研究等を実施し、衛生と環境の両分野にまたがる課題への対応能力を強化した。 ・器具・容器包装及び玩具に含有される化学物質に関する研究を共同で実施した。 ・環境中のマイクロプラスチックに関する研究を共同で実施した。 ・生物環境調査に同行し、昆虫類等の同定に協力した。				

		・国立感染症研究所（ＦＥＴＰ大阪拠点を含む）と連携し、O-ＦＥＩＴが府内保健所の疫学調査等を支援した。 ・近畿支部疫学情報部会において健康危機事象の模擬訓練を主催し、結果を近畿ブロックの地衛研と共有した。 ・衛生微生物協議会における近畿のレファレンスセンターとして、16 種中 11 種の微生物を担当し、近畿の地方衛生研究所からの技術協力依頼に対応した。 ・東京都健康安全研究センターと連携し、知事指定薬物候補として評価した危険ドラッグ４品目が、新たに知事指定薬物に指定された。 ・府内保健所等（中核市）から 2,750 件の依頼を受け、検査を実施した。 以上から、年度計画を順調に実施したと判断して自己評価は「Ⅲ」とした。				

中期目標	第２　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 　研究所は、公衆衛生分野における専門家集団として、その母体である大阪府立公衆衛生研究所及び大阪市立環境科学研究所にこれまで蓄積されてきた資源を有効に活用し、地方独立行政法人の特性を十二分に発揮して行政及び住民に対して様々な科学的かつ技術的な支援を行い、府内の公衆衛生の向上並びに住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与すること。 　その際には、国立感染症研究所、国立医薬品食品衛生研究所及び国立保健医療科学院（以下「国立研究機関」という。）、大学等と連携すること。さらに、国立研究機関、地方衛生研究所等で構成する衛生微生物技術協議会、全国衛生化学技術協議会及び公衆衛生情報研究協議会を核とする感染症、食品衛生及び公衆衛生分野における各ネットワーク（以下「全国ネットワーク」という。）を活用し、最新の情報に基づいた活動を行うこと。また、研究所は、必要な人材の確保及び能力開発並びに検査機器の整備・維持に努め、機能を強化すること。さらに、研究所は、大阪府市共同設置の地方衛生研究所として大阪府及び大阪市が必要とする試験検査、調査研究等が確実に実施できるよう体制を確保すること。健康危機事象発生時その他大阪府知事又は大阪市長が必要な業務の実施を求めた場合には、迅速かつ十分な対応をすること。 １　行政及び住民に対して果たすべき役割の維持と強化 (1)　健康危機事象発生時等における研究所の果たすべき役割 　健康危機事象発生時その他大阪府知事又は大阪市長が必要な業務の実施を求めた場合には、大阪府及び大阪市の保健所等の行政機関や大阪市立環境科学研究センターとも十分に連携し、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる住民の生命及び健康に係る被害の拡大防止のため、行政に対する科学的かつ技術的な支援を迅速かつ的確に行うこと。 (2)　平常時における健康危機事象発生時への備え 　平常時より、健康危機事象発生時を想定した運用やマニュアルの検証等により、健康危機事象がいつ発生しても迅速かつ確実に対応できる体制を確保すること。また、アウトブレイク時における行政検査の依頼の急増にも対応できるよう、他機関との連携も含め柔軟な検査体制の構築及び検査用資材・備蓄の確保等、機動的な体制を構築すること。

中期計画	年度計画	法人の自己評価		知事の評価		小項目区分番号
		評価の判断理由（実施状況等）	評価	評価	評価の判断理由・評価のコメント等	
１　行政及び住民に対して果たすべき役割の維持と強化			**V**	**V**		8
(1)　健康危機事象発生時等における研究所の果たすべき役割 　健康危機事象発生時等の際には、健康危機管理部門において、一元的に情報収集及び情報提供等の事務を行い、大阪府及び大阪市の保健所などの行政機関や大阪市立環境科学研究センターとも十分に連携し、各検査担当課においてこれまで蓄積された、人材、機器及びノウハウ等の資材を結集し、原因究明のための科学的調査や疫学調査支援を実施する。	(1)　健康危機事象発生時等における研究所の果たすべき役割 ・関係機関からの当該事象に関する情報（事件規模、発生地域、症状等）の収集や、報道機関への情報提供並びに関係機関との連絡等を、健康危機管理課において一元的に行う。 ・大阪府及び大阪市との間で締結した「健康危機事象発生時等における業務の実施に関する基本協定書」並びに、府内７中核市との間で締結した「感染症及び食	(1)　健康危機事象発生時等における研究所の果たすべき役割 ・大阪・関西万博感染症情報解析センターにおいて、構成機関（大阪府、大阪市、大安研、国立感染症研究所）で情報収集し、週報を関係機関（保健所、万博協会等）にフィードバックした。また、ホームページを通じ一般市民等への情報発信により、府内の感染症対策の向上を図った。感染性を有する期間に万博会場を訪れていた府外麻しん患者の発生に際しては、「臨時報」を通じて関係機関へフィードバックした。 ・万博会場内におけるレジオネラ属菌検出事案に際し、専門家の立場から 2025 日本国際博覧会協会に対して、修景水に対する適切な検査法や水質の改善方策について助言した。その後、2025 日本国際博覧会協会からの依頼により、会場内の修景水等を対象としたレジオネラ属菌検査を実施し、早期の事業再開に貢献した。 ・万博の会場衛生基本方針策定への貢献と、開催期間（前後含む）の感染症情報解析・発信が高く評価され、理事長含む３名及び大阪･関西万博感染症情報解析センターが 2025 年日本国際博覧会協会からそれぞれ表彰（感謝状）された。 ・横断的情報共有体制（令和５年度構築）を活用し、府内で発生した麻しんに関する疫学情報を迅速に収集・整理して府内関係各所（府内保健所、本庁）を通じて感染拡大防止に努めた。 ・大阪府市や中核市と締結した協定書に従って、食中毒等の検査に迅速に対応した。			大阪府、大阪市及び国立感染症研究所と連携し、大阪・関西万博感染症情報解析センターを運営し、感染拡大や重症発生等のリスク評価結果を関係機関へフィードバックするとともに、ホームページを通じて一般市民等へ情報発信を行うなど、会期中、国内外から多くの来訪者があった府内の感染症対策の強化を図った。 　また、万博開催時には、会場内におけるレジオネラ属菌検出事案に際し、専門家の立場から 2025 年日本国際博覧会協会に対して適切な検査法や水質改善方策について助言するとともに、会場内の修景水等を対象としたレジオネラ属菌検査を実施し、早期の事業再開に貢献した。 　加えて、下水サーベイランスにより各種病原体の検出及び変動をモニタリングし、その成果を国内外へ発信した。 　万博閉幕後には、会場衛生基本方針策定への貢献等が高く評価され、理事長を含む３名及び大阪・関西万博感染症情報解析センターが 2025 年日本国際博覧会協会から表彰（感謝状）を受けた。 　さらに、万博の強化サーベイラン	

	中毒等による健康危機事象発生時における検査業務の協力協定書」に基づいて迅速に対応する。 ・大阪健康安全基盤研究所疫学調査チーム（O−ＦＥＩＴ）への派遣要請に基づいて、当該保健所等が実施する疫学調査に対する支援を行う。	・派遣要請に基づきO−ＦＥＩＴによる疫学調査支援（薬剤耐性菌感染症、急性呼吸器感染症）及び相談対応（薬剤耐性菌感染症等）を保健所に対して実施した。			スをレガシーとして、大阪府内感染症情報連絡会を立ち上げ、府内の感染症発生動向等の情報を関係者と共有するなど、計画を大幅に上回る実績があったことから、自己評価の「Ｖ」は妥当であると判断した。	
(2)　平常時における健康危機事象発生時への備え 　行政に対し科学的かつ技術的助言を行うため、健康危機に関わる情報収集など、常に健康危機管理対応能力の維持、向上に努めるとともに、府内保健所等からの健康危機事象に関する相談対応やネットワークの構築、疫学研修等を実施する。また、健康危機事象発生に備え、業務体制も含めた健康危機管理マニュアルの検証や、防護具等の資材の確保を行う。	(2)　平常時における健康危機事象発生時への備え ・国内外の健康危機に関わる情報の収集・解析やそれらを踏まえたリスク評価、健康危機対処計画の検証等、健康危機管理対応能力の維持向上に努める。必要に応じて行政担当部局や府内保健所等と共有する。 ・O−ＦＥＩＴにより、行政担当部局や府内保健所等の職員に対して、健康危機管理に関するセミナーや疫学研修等を実施し、現場対応能力の向上を図る。 ・健康危機事象発生に備え、検査資材、試薬、防護具等の確保を行う。 ・2025 年大阪・関西万博の開催を契機に、新興感染症・再興感染症への備え・対応に向け、他の公衆衛生機関等との連携による健康危機管理体制の強化に取り組む。	(2)　平常時における健康危機事象発生時への備え ・近畿支部疫学情報部会の事務局として、健康危機事象の発生を想定した模擬訓練準備を行った。参加する近畿ブロック 15 地研は、危機管理要領や検査マニュアル等の点検及び課題等を確認した。大安研は訓練結果を検証し、結果を近畿支部疫学情報部会研究会で報告した。（再掲） ・近畿支部総会、指定都市衛生研究所長会議において、各地研における職員の人材育成に関する取組状況や課題について情報・意見交換した。 ・府内保健所担当職員を対象にO−ＦＥＩＴによるケーススタディー形式の疫学研修会を開催し、感染症発生時の現場対応能力の向上を図った。また、保健所職員を対象とした研修を実施し（４件：積極的疫学調査、麻しん、腸管出血性大腸菌感染症に関する講義や机上訓練等）、人材育成に協力した。万博対応を想定した検体搬送机上訓練に参加した。 ・食中毒や感染症（新型コロナウイルス感染症含む）検査用の試薬、器材を継続的に確保した。 ・大阪府、大阪市、国立感染症研究所と連携し、大阪・関西万博感染症情報解析センターを運営した。様々な角度から万博に影響する感染症情報を探知（強化サーベイランス）し、感染拡大や重症発生等のリスク評価を実施し、週報等を通じて関係機関（万博協会・保健所等）へフィードバックした。また、ホームページを通じ一般市民等への情報発信により、府内の感染症対策の向上を図った。感染性を有する期間に万博会場を訪れていた府外麻しん患者の発生に際しては、「臨時報」を通じて関係機関へフィードバックした。これらの取組が高く評価され、2025 年日本国際博覧会協会から組織表彰（感謝状）を受けた。（再掲） ・万博終了後、レガシーとして、大阪府、大阪市、国立感染症研究所と連携し、大阪府内感染症情報連絡会を立ち上げ、大阪府内の感染症発生動向、国内外のメディア情報、感染症に関する最近の論文を共有している。 ・大阪府、大阪市、公立大学法人大阪大阪公立大学、国立大学法人大阪大学及び大安研の５者間で、感染症危機事象時に府内の感染拡大防止及び感染症対応力の強化を図り、府民の健康と安全を確保するため「感染症危機事象に備えた連携協力に関する協定」を締結した。 ・大阪府内感染対策に関わる医療関係者にむけて、「大阪府感染症サマーセミナー」をＣｉＤＥＲと共催し、ファシリテーターとして参加した。				

		・公衆衛生医師及び行政職員対象の講演会「令和７年度大阪公衆衛生専門職懇談会」を実施した。 ・大阪府内の感染対策を支える基盤である感染管理認定看護師のネットワーク形成や、熱帯感染症管理に関する知見の共有を通じて、府内全域の感染症対応力向上を図るため、タイの感染症関連病院や研究所の視察を行い、関係者との感染症実務に関する協議を行った。 ・大阪府内感染管理認定看護師を対象に、「大阪ＩＣＮのためのタイ国際感染対策研修~研修視察報告＆次年度参加者募集説明会~」を実施した。				
２　地方衛生研究所の広域連携における役割 (4)　災害時や健康危機事象発生時における連携						
災害時や健康危機事象等発生時に、国立研究機関や他の地方衛生研究所等と連携するとともに、情報を共有し相互に協力する。	災害時や健康危機事象等発生時に、国立研究機関や他の地方衛生研究所等と連携するとともに、情報を共有し相互に協力する。	・近畿支部疫学情報部会の事務局として、健康危機事象の発生を想定した模擬訓練準備を行った。参加する近畿ブロック 15 地研は、危機管理要領や検査マニュアル等の点検及び課題等を確認した。大安研は訓練結果を検証し、結果を近畿支部疫学情報部会研究会で報告した。（再掲） ・今年度発生した麻しんについて、近畿地区の遺伝子型等の情報を集約した。得られた情報については、近畿地区の地研間で共有した。				
３　特に拡充すべき機能と新たな事業展開						
西日本の中核的な地方衛生研究所を目指し、他の地方衛生研究所にはない検査技術・情報や経験の蓄積等を行うため、以下の取組を行う。 (1)　健康危機管理対応 ア　新型コロナウイルス感染症のような新興感染症アウトブレイク等の健康危機事象に対しては、微生物学的及び免疫学的手法に加えて、病原体の全ゲノム解析等の手法を用い、流行状況を詳細に解析し、最新の知見を踏まえて行政機関、保健所等に情報提供する。	西日本の中核的な地方衛生研究所を目指し、他の地方衛生研究所にはない検査技術・情報や経験の蓄積等を行うため、以下の取組を行う。 (1)　健康危機管理対応 ア　新型コロナウイルス感染症のような新興感染症アウトブレイク等の健康危機事象に対して、微生物学的及び免疫学的手法に加えて、病原体の全ゲノム解析等の手法を用い、流行状況を詳細に解析し、最新の知見を踏まえて行政機関、保健所等に情報提供する。また、2025 年大阪・関西万博を契機とした大阪府及び大阪市からの補助事業である「先進的サーベイランス研究推進事業（下水サーベイランスの実証研究）」を実施する。	(1)　健康危機管理対応 ア ・薬剤耐性菌や新型コロナウイルスなどの病原体についてゲノム解析を実施した。 ・万博会場内におけるレジオネラ属菌検出事案に際し、専門家の立場から 2025 日本国際博覧会協会に対して、修景水に対する適切な検査法や水質の改善方策について助言した。その後、2025 日本国際博覧会協会からの依頼により、会場内の修景水等を対象としたレジオネラ属菌検査を実施し、早期の事業再開に貢献した。 ・万博の期間中、下水を用いた各種病原体の検出とその変動についてモニタリングを実施し、下水サーベイランスの有効性を検証するとともに、社会実装に向けて検討した。日本下水道協会主催の下水道展や国際的なコンソーシアム組織の万博会場でのイベントなどで、その成果の一部を発表して、日本における大阪の取組の先進性を示した。（再掲） ・大阪府感染症対策審議会の委員（会長）として、感染症の発生予防及び蔓延防止に関する総合的施策について調査審議した。				
イ　学会・研修等への参加、全国の実地疫学研修修了者等との連携を通して広域的な情報収集等を行うとともに研究所の担当	イ　学会・研修等への参加、全国の実地疫学研修修了者等との連携を通して広域的な情報収集等を行う。引き続き令和５年度よ	イ ・公衆衛生情報研究協議会等に参加し、各地研の疫学調査への取組等について情報・意見交換を行った。				

職員に実地疫学研修を受講・修了させることを通じて、疫学調査の専門家を養成する。	り法人内に設置された国立感染症研究所の実地疫学研修拠点と連携し、実地疫学専門家のスキル向上を図る。また、疫学調査の体制強化を目的に、研究員を国立感染症研究所が実施する実地疫学研修に新たに派遣する。	・国立感染症研究所ＦＥＴＰ大阪拠点については、大阪・関西万博感染症情報解析センター構成員として日次連携し、麻しん等の感染症の流行状況について、広域的な情報を収集した。 ・健康危機管理対応能力向上のため、国立感染症研究所や厚生労働省等が主催する研修を受講した（感染症サーベイランスオフィサープログラム、ＦＥＴＰアルムナイリフレッシュメント研修）。 ・疫学調査の体制強化のため、令和７年４月から研究員１名を国立感染症研究所が実施する実地疫学研修に派遣した（２年間）。 ・大阪府、大阪市、国立感染症研究所と連携し、大阪・関西万博感染症情報解析センターを運営した。感染拡大や重症発生等のリスク評価結果を関係機関（万博協会・保健所等）へフィードバックした。また、ホームページを通じ一般市民等への情報発信により、府内の感染症対策の向上を図った。 ・万博会場内におけるレジオネラ属菌検出事案に際し、専門家の立場から 2025 日本国際博覧会協会に対して、修景水に対する適切な検査法や水質の改善方策について助言した。 ・2025 日本国際博覧会協会からの依頼により、会場内の修景水等を対象としたレジオネラ属菌検査を実施し、早期の事業再開に貢献した。 ・万博の期間中、下水を用いた各種病原体の検出とその変動についてモニタリングを実施し、下水サーベイランスの有効性を検証し、成果の一部を日本下水道協会主催の下水道展や国際的なコンソーシアム組織の万博会場でのイベントなどで発表し、日本における大阪の取組みの先進性を示した。 ・万博の会場衛生基本方針策定への貢献や開催期間（前後含む）の感染症情報解析・発信などが高く評価され、理事長含む 3 名及び大阪・関西万博感染症情報解析センターが 2025 年日本国際博覧会協会からそれぞれ表彰（感謝状）された ・万博の強化サーベイランスをレガシーとして、大阪府、大阪市、国立感染症研究所と連携し、大阪府内感染症情報連絡会を立ち上げた。 ・大阪府、大阪市、公立大学法人大阪大阪公立大学、国立大学法人大阪大学及び大安研の５者間で、感染症危機事象時に府内の感染拡大防止及び感染症対応力の強化を図り、府民の健康と安全を確保するため「感染症危機事象に備えた連携協力に関する協定」を締結した。 以上から、年度計画を大幅に上回って実施したと判断して自己評価は「Ｖ」とした。				

(2) 疫学解析研究への取組み						
疫学解析について、新たな分野も視野に入れた裾野拡大による研究の質向上を目指し、複数分野にわたる研究、多様な解析手法の活用などにより、新たな課題への対応に取り組み、行政に対する科学的知見に基づく支援を実施する。	疫学解析について、これまで蓄積されてきた検査データや、それに付随する疫学情報等を活かし、リスク要因を解析することにより今後の対応策を探索する。 ・「第４次大阪府健康増進計画」に基づき、大阪府から委託された「循環器疾患の予防対策事業」を実施する。 ・循環器疾患関連のリスク因子に関する研究を実施する。	・「第４次大阪府健康増進計画（令和６年度～令和 17 年度）」に基づき、大阪府から委託された「循環器疾患予防対策業務」を実施するため、新たに解析技術を有する研究員を雇用し、人員体制を強化した。データ提供の遅れ等により、業務スケジュールの見直しが必要となったが、月次会議を開催し、大阪府と業務の進捗状況を共有しながら円滑な業務遂行に努めた。令和７年度は、「ロコモ・フレイル、骨粗鬆症」をテーマにし、保健事業の取組体制や実施状況に関するモニタリング、照会、結果の取りまとめ、内容の報告を行った。また、効果的な市町村支援に繋げるため、法人内で説明資料をブラッシュアップする体制を整備した。 ・大阪府関係機関の各種委員会等（大阪府国民健康保険団体連合会、大阪府食育推進計画評価審議会）に委員として出席し、大阪府民への健康増進の支援について科学的専門機関の立場から助言した。 ・八尾市との協定に基づき、生活習慣病に関する共同研究事業を行い、循環器疾患のリスクに関する研究として、フィールド研究を併せて実施した。 ・新型コロナウイルス感染症に関して、発生動向情報を用いて感染拡大の指標である実効再生産数などの疫学指標を解析し、大阪・関西万博感染症情報解析センター内で共有することで、万博会場における感染症発生リスクの評価に活用した。 ・過去の感染症発生動向情報を用いて、ポストコロナ（2025 年）における RS ウイルス感染症の発生動向の解析、および流行動態の解析を行った。 ・大阪・関西万博感染症情報解析センターの一員として、大阪府内における感染性胃腸炎、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症及び急性呼吸器感染症の発生動向の解析結果を共有した。 ・東成区医師会主催の健康展に出展し、循環器疾患やフレイルの予防など生活習慣病に関する啓発を行った。 **・循環器疾患予防対策事業において、解析技術を有する研究員を雇用し、人員体制を強化した。また、月次会議を開催するなど、大阪府と業務の進捗状況を共有した。さらに効果的な市町村支援に繋げるため、法人内で説明資料をブラッシュアップする体制を整備した。** **・八尾市との協定に基づき、生活習慣病に関する共同研究事業を実施した。** **・ポストコロナにおける RS ウイルス感染症の発生動向の解析、および流行動態の解析を行った。**	Ⅲ	Ⅲ	循環器疾患予防対策事業において、解析技術を有する研究員を雇用し、人員体制を強化するとともに、月次会議の開催等により大阪府と業務の進捗状況を共有した。 また、八尾市との協定に基づき生活習慣病に関する共同研究事業を実施したほか、ポストコロナにおけるＲＳウイルス感染症の発生動向及び流行動態の解析を行った。 加えて、東成区医師会主催の健康展に出展し、循環器疾患やフレイル予防等の生活習慣病に関する啓発を行うなど、年度計画に係る取組を着実に進めていることから、自己評価の「Ⅲ」は妥当であると判断した。	9

		・東成区医師会主催の健康展に出展し、循環器疾患やフレイルの予防など生活習慣病に関する啓発を行った。 以上から、年度計画を順調に実施したと判断して自己評価は「Ⅲ」とした。				
(3) 学術分野及び産業界との連携						
公衆衛生分野の人材育成のため、地方衛生研究所の強みを活かして、大学や企業等の研究室との連携を深めるとともに、産業界に対する相談機能を強化する。	・学術分野や企業等と連携し、公衆衛生分野の人材育成に貢献する。 ・医薬品や医薬部外品の製造販売会社等に対し、承認申請に必要な規格及び試験法の設定に関する相談業務を行う。 ・2025 年日本国際博覧会会場衛生協議会に参加する。	・感染症に関する研究、教育、危機管理における連携・協力を発展させ、相互理解を促進することを目的とし、大阪大学感染症総合教育研究拠点（ＣｉＤＥＲ）と包括的連携協力協定を締結した。さらに大阪府、大阪市、公立大学法人大阪大阪公立大学、国立大学法人大阪大学及び大安研の５者間で、感染症危機事象時に府内の感染拡大防止及び感染症対応力の強化を図り、府民の健康と安全を確保するため「感染症危機事象に備えた連携協力に関する協定」を締結した。 ・連携大学院を開設している大阪大学大学院医学系研究科及び薬学研究科に招へい教員を派遣し、令和２年度４月より医学系研究科の大学院生を受け入れている。また、大阪大学医学部生に対し実習を実施するとともに、薬学部生に対し講義を実施した。 ・日本食品微生物学会、日本食品衛生学会等の学会等の委員や評議員、理事等を研究員が務め、学術分野と連携した。 ・行政又は医薬品等の製造販売会社等から規格及び試験方法等に関する相談（23 件）に応じた。 ・会場衛生協議会構成員として「会場衛生基本計画」策定の功績が認められ、理事長を含む 3 名が 2025 年日本国際博覧会協会から個人表彰（感謝状）を受けた。その他、2025 年日本国際博覧会持続可能性有識者委員会に委員として参加した。 ・感染症に関する研究、教育、危機管理における連携・協力を発展させ、相互理解を促進することを目的とし、大阪大学感染症総合教育研究拠点（ＣｉＤＥＲ）と包括的連携協力協定を締結した。さらに大阪府、大阪市、公立大学法人大阪大阪公立大学、国立大学法人大阪大学及び大安研の５者間で、感染症危機事象時に府内の感染拡大防止及び感染症対応力の強化を図り、府民の健康と安全を確保するため「感染症危機事象に備えた連携協力に関する協定」を締結した。 ・大阪大学大学院医学系研究科及び薬学研究科との連携大学院を継続して開設し、医学系研究科の大学院生２名を受け入れた。 ・行政又は医薬品製造業者等からの医薬品承認審査や試験法の設定に関わる相談等に対応した。	Ⅳ	Ⅳ	感染症に関する研究、教育及び危機管理における連携・協力の発展等を目的として、大阪大学感染症総合教育研究拠点（ＣｉＤＥＲ）と包括的連携協力協定を締結した。さらに、感染症危機事象時に府内の感染症拡大防止及び感染症対応力の強化を図るため、大阪府、大阪市、公立大学法人大阪大阪公立大学、国立大学法人大阪大学及び大安研の５者間で「感染症危機事象に備えた連携協力に関する協定」を締結するなど、組織体制の強化及び関係機関との連携体制の構築に取り組んだ。 また、大阪大学大学院医学系研究科及び薬学研究科との連携大学院を継続して開設し、医学系研究科の大学院生２名を受け入れるなど、人材育成に取り組んだ。 加えて、日本食品微生物学会、日本食品衛生学会等の学会等に委員や評議員、理事等を研究員が務めるとともに、行政又は医薬品製造業者等からの医薬品承認審査や試験法の設定に関わる相談等に対応するなど、学術分野や企業等との連携に着実に取り組んだことから、自己評価の「Ⅳ」は妥当であると判断した。	10

		・会場衛生協議会構成員として「会場衛生基本計画」策定の功績が認められ、理事長を含む3名が2025年日本国際博覧会協会から個人表彰（感謝状）を受けた。 以上から、年度計画を順調に実施したと判断して自己評価は「Ⅲ」とした。				

中期計画	第２　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 １　業務運営の改善 ２　職員の能力向上に向けた取組 職員の能力向上に向けた最善の方策を目指して、以下の取組みを行う。	大項目区分番号 5

中期目標	第３　業務運営の改善及び効率化に関する事項 １　業務運営の改善 (1)　組織マネジメントの実行 理事長のリーダーシップのもと、明確な法人運営の責任体制において、業務の質を高めるとともに、効率的で効果的な業務運営に努めること。また、外部有識者の知見等を活用しながら絶えず変化する多様な社会的ニーズに対応し、住民の健康増進及び生活の安全確保に資するよう効率的かつ効果的に業務運営を行うこと。 (2)　事務処理の効率化 ＩＴ化及び委託可能な業務に関する外部委託化を進めるとともに、常に業務の進め方について問題意識を持ち、事務の簡素化や業務運営の効率化を一層推進すること。 (3)　組織体制の強化 健康危機事象への対応及び業務の効率化の観点から、組織の自律性、効率性及び業務の専門性を高められるよう人員を配置すること。 特に、大阪市東成区及び天王寺区に分散している２施設を統合する一元化施設の供用開始後、全所一体的な運用が着実に行えるよう組織及び人員配置の最適化を図ること。 (4)　検査・研究体制の強化 質の高い試験検査及び調査研究業務を実施するため、ＩＴ化の推進や必要な機器整備のほか、検査・研究業務に係る事務処理の効率化等により、検査・研究部門の強化を図ること。 (5)　広報活動の強化 住民や他機関等に対する広報活動の強化に取り組み、研究所の認知度や存在感の向上を図ること。 (6)　適正な料金設定 利用料金については、受益者負担の原則を踏まえ、適正に設定すること。 ２　職員の能力向上に向けた取組 公衆衛生の向上を目指し、健康危機に対して平常時及び緊急時における役割を果たす機関であることを十分に踏まえ、人材の育成及び評価を行うこと。 (1)　人材の育成及び確保 社会的ニーズの変化に伴う行政需要に応えるため、年齢・性別等を問わず優秀な人材を活用し、長期的な展望に立って計画的な人材確保及び育成に努めること。 (2)　研修制度の確立 個人や組織として蓄積された技術の継承や新たな技術及び知見の習得を十分に行う等、職務遂行能力の向上が図られるように人材の育成に取り組むこと。 (3)　人事評価制度の確立 職員の適正な人事評価を行い、勤務意欲と能力の向上を図ること。

中期計画	年度計画	法人の自己評価		知事の評価		小項目区分番号
		評価の判断理由（実施状況等）	評価	評価	評価の判断理由・評価のコメント等	
1　業務運営の改善						

(1) 組織マネジメントの実行 理事長のリーダーシップのもと、明確な法人運営の責任体制において、効率的で透明性の高い業務運営に努めるとともに、社会的ニーズを的確に捉えた質の高い業務を行う。また、外部有識者の知見等も積極的に活用しながら、役員をはじめ全職員が法人の目標達成に向けて業務改善に取り組む。 (2) 事務処理の効率化 各種情報システムをはじめとしたＩＴの積極的な活用、内部管理事務における定型的業務の外部委託等による事務処理の簡素化・効率化を図る。また、常に問題意識をもって業務内容を絶えず点検し、必要に応じて業務の見直しを行う。	(1) 組織マネジメントの実行 ・理事長のリーダーシップのもと、明確な法人運営の責任体制において、役員をはじめ全職員が法人の年度計画を達成するために、幹部会などを活用し、効率的・効果的な業務遂行に努める。 ・組織の活性化を図るため、組織マネジメントの専門家から適宜法人運営に関するアドバイスを受けるなど、外部有識者の知見を活用する。 (2) 事務処理の効率化 ・各種情報システムをはじめとしたＩＴの積極的な活用により、法人内部の情報の共有化を進めるとともに、テレワークを活用し、職員の働き方改革を推進する。 ・タブレット端末を活用した会議資料のペーパレス化の徹底など、業務の効率化・簡素化に努める。	(1) 組織マネジメントの実行 ・役員及び各部長による協議の場を適宜設け、法人運営や業務上の課題について議論し、方向付けを行った。 ・地方衛生研究所の基本的役割の重要性とともに、大阪府市の地方独立行政法人として求められる新たな機能強化に関して、理事長が全職員、幹部職員に対して、継続的に直接伝える事により組織の一体感を高めた。 ・月１回の理事会において監事の意見も聴きながら、業務運営、予算執行等の重要事項について審議し、意思決定を行った。 ・会計監査法人、顧問弁護士、社会保険労務士などから法人運営に関するアドバイスを適宜うけた。 ・大阪府、大阪市、大安研の３者で「大阪健康安全基盤研究所連絡会」を共催し、大阪府健康医療部長、大阪市健康局長、理事長が今後の法人運営や機能強化の方向性について意見交換を行った。 (2) 事務処理の効率化 ・グループウェアを利用し、スケジュール管理、資料共有、チャット、アンケート機能の活用など業務の効率化・簡素化に努めている。（総務） ・自宅でも職場と同様に法人内部の情報等が閲覧できる遠隔操作システムの導入など、テレワークにかかるＩＴ環境を整備し、職員の働き方改革等を推進した。また、より一層の事務の効率化に繋げるため、自宅以外の場所や出張時の移動時間等にも業務が可能となる「モバイルワーク制度」を令和８年４月に導入するため、「職員テレワーク実施マニュアル」の改定などの整備を行った。 ・一元化施設において無線ＬＡＮが導入されたことも踏まえ、会議室や実験室等を含む全所でデータ共有を図るため、繰越積立金（第１期中期目標期間における目的積立金の繰越金。以下「繰越積立金」という。）を活用しタブレット端末を導入するなど、引き続き、ペーパレスの推進と事務の効率化に努めている。 ・ＰＤＦ編集ソフトを希望者全員に配布し、ペーパレスの推進に努めている。 ・令和６年度に、職員が日頃の業務で抱いている問題意識や提案などについて自由に質問・意見を理事長に直接伝	Ⅳ	Ⅳ	組織マネジメントにおいては、役員及び各部長による協議の場を適宜設けるとともに、地方衛生研究所の基本的役割の重要性や大阪府市の地方独立行政法人として求められる新たな機能強化に関して、理事長が全職員、幹部職員に対して、継続的に直接伝える事により、リーダーシップを発揮した。 また、令和７年４月に健康危機管理監を設置し、健康危機管理に関する対策が効果的に推進されるよう業務執行体制を再編するとともに、感染症危機事象時に府内の感染拡大防止及び感染症対応力の強化を図るため、大阪府、大阪市、公立大学法人大阪大阪公立大学、国立大学法人大阪大学及び大安研の５者間で「感染症危機事象に備えた連携協力に関する協定」を締結するなど、組織体制の強化及び関係機関との連携体制の構築に取り組んだ。 さらに、先進的サーベイランス研究推進事業費補助金及び繰越積立金を活用し、阪大微研、ＯＩＲＣＩＤ等の関係機関と連携しながら、下水における各種病原体の挙動モニタリング及び病原体のフルゲノム解析等を実施し、下水サーベイランスの有効性を検証した。 体制強化を始めとした業務運営の改善において、計画を上回る業務実績があったことから、自己評価の「Ⅳ」は妥当であると判断した。	11

		えることのできる「何でも質問箱」を理事長はじめ理事者に直接伝えることのできる法人イントラネット内にサイトを設置した。令和７年度は６件の意見や要望を受け、法人の業務改善などを図った。				
(3) 組織体制の強化 施設一元化のメリットを発揮し、社会的ニーズに的確に対応できる組織体制を整備するとともに、職員の職務能力及び勤務意欲の向上に繋がる柔軟な人員配置に努める。	(3) 組織体制の強化 ・施設一元化を機に再編した新しい組織体制でのメリットを発揮できるよう、効果的かつ効率的な業務執行を進める。	(3) 組織体制の強化 ・令和７年４月に健康危機管理監を設置するとともに、健康危機管理に関する対策が効果的に推進されるよう業務執行体制を一部再編した。 ・感染症に関する研究、教育、危機管理における連携・協力を発展させ、相互理解を促進することを目的とし、大阪大学感染症総合教育研究拠点（ＣｉＤＥＲ）と包括的連携協力協定を締結した。（再掲）さらに大阪府、大阪市、公立大学法人大阪大阪公立大学、国立大学法人大阪大学及び大安研の５者間で、感染症危機事象時に府内の感染拡大防止及び感染症対応力の強化を図り、府民の健康と安全を確保するため「感染症危機事象に備えた連携協力に関する協定」を締結した。（再掲） ・重点的課題の一つであるゲノム人材の育成を進めるため、ゲノム解析室の新設に向けて情報収集を行うとともに、新たにゲノム解析に関する専門家をアドバイザーとして委嘱した。				
	・長期的な展望を見据え優秀な人材を育成するためのキャリアデザインについて定年年齢の引上げも踏まえ検討を進める。	・定年年齢の引上げも踏まえ、当面の組織人事体制のあり方を検討するとともに、長期的な展望を見据え優秀な人材を育成するためのキャリアデザインの一環として、課内全体の検査に対応できる人材を育成するため、各課において新規採用職員の育成計画を策定することとした。				
(4) 検査・研究体制の強化 質の高い試験検査及び調査研究業務を実施するため、ＩＴ化の推進や最新分析機器の整備等により、周辺業務の一層の効率化も含め、検査・研究部門の強化を図る。	(4) 検査・研究体制の強化 ・統合のメリットである人員及び機器の充実を活かし、検査・研究業務の強化と効率化を進める。	(4) 検査・研究体制の強化 ・検査の迅速性や効率性を高めるため、各種検査法の開発や改良を行い、試験方法の妥当性を検証した。 ・先進的サーベイランス研究推進事業費補助金および繰越積立金を活用し、阪大微研、ＯＩＲＣＩＤ等の関係機関と連携しながら、下水における各種病原体の挙動モニタリングならびに病原体のフルゲノム解析等により、下水サーベイランスの有効性を検証した。 ・試験検査、調査研究において実施する動物実験の適正化を図るため、動物実験に係る指針、基準等に従い、自己点検・評価の結果について第三者（厚生労働省関係研究機関動物実験施設協議会）による外部検証を受検し、法人として適切に運営されているとの評価を受けた。				
	・令和５年度に導入した検査室情報管理システム（ＬＩＭＳ）を活用し、検査の信頼性向上と業務の効率化を図る。	・検査室情報管理システム（ＬＩＭＳ：令和６年本格運用開始）については、検査成績書の発行、温度管理、試薬管理などの運用が平準化されたことを踏まえ、令和７年４月以降は、検査部門の各課に運用管理担当者をおき、全体の取りまとめを信頼性保証室が行うなど、検査の信頼性向上と業務の効率化を図る体制を整備した。（総務、各課）また、ＬＩＭＳ操作をより円滑に行えるよう、操作時の不具合を特定し、システム改修を行うなどの改善を行った。これらにより、各課での検査の進捗状				

	・計画に基づき機器を更新し、検査・研究部門の強化を図る。	況、冷蔵庫・冷凍庫温度、試薬管理状況の把握等が効率化された。 ・法人内で保管・保有する各種病原体等のデータベース化を目的として、ワーキンググループ内で要件等を決定しシステム開発を行った。 ・機器整備計画に基づき機器を更新するとともに、令和７年度は予算の執行状況も踏まえ、追加で機器整備を行い、検査・研究部門の強化を図った。（事業年報参照）				
(5)　広報活動の強化について 住民や他機関等に対する広報活動の強化に取り組み、研究所の認知度や存在感の向上を図る。	(5)　広報活動の強化について 研究所のホームページや刊行物等で情報発信するとともに、関係機関等と協力し、各種公衆衛生情報を発信する。	(5)　広報活動の強化について ・「大阪公立大学森之宮キャンパス開設記念大阪公立大学・長崎大学感染症合同シンポジウム」にパネリストとして参加した。 ・広報紙「大安研ニュース」、メールマガジン、ホームページなどを通じて、当法人の役割や検査研究に関する解説記事など、健康に役立つ情報を分かりやすく発信した。 ・大阪府健康アプリ「アスマイル」に健康コラムを掲載した。また、「食の安全安心メールマガジン」の知っトク！食の情報に寄稿した。 ・ホームページのトップページに取材申込フォームを作成し、取材対応の効率化・迅速化を図った。 ・開かれた研究所を目指し、小学生向けのイベント「夏休み科学体験」を開催した。 ・昨年度より開始した「大安研公開講座」を２回開催した。うち１回は大阪府と共催し、感染症など身近なテーマを題材に講演した。（再掲） ・東成区医師会が主催する「健康展」に出展し、生活習慣病に関する啓発を行った。（再掲） ・国立医薬品食品衛生研究所及び福岡市等からの施設視察を受け入れた（４団体、延べ34人）。(総務)				
(6)　適正な料金設定 受益者負担の原則を踏まえ適正な水準に設定する。	(6)　適正な料金設定 料金については、受益者負担の原則のもと、必要に応じて設定する。	(6)　適正な料金設定 ・施設一元化に伴い諸料金規程を改正したが、受益者負担の原則のもと、今後も、必要に応じて設定していく。 ・近年の人件費や資材費、光熱費など物価の上昇を料金に適切に反映させるため、今後、料金改定に向けた検討を行っていく。 **・令和７年４月に健康危機管理監を設置するとともに、健康危機管理に関する対策が効果的に推進されるよう業務執行体制を一部再編した。** **・感染症に関する研究、教育、危機管理における連携・協力を発展させ、相互理解を促進することを目的とし、大阪大学感染症総合教育研究拠点（ＣｉＤＥＲ）と包括的連携協力協定を締結した。さらに大阪府、大阪市、公立大学法人大阪大阪公立大学、国立大学法人大阪大学及び大安研の５者間で、感染症危機事象時に府内の感染拡大防止及び感染症対応力**				

		の強化を図り、府民の健康と安全を確保するため「感染症危機事象に備えた連携協力に関する協定」を締結した。 ・先進的サーベイランス研究推進事業費補助金および繰越積立金を活用し、阪大微研、ＯＩＲＣＩＤ等の関係機関と連携しながら、下水における各種病原体の挙動モニタリングならびに病原体のフルゲノム解析等により、下水サーベイランスの有効性を検証した。 以上から、年度計画を上回って実施したと判断して自己評価は「Ⅳ」とした。				
2　職員の能力向上に向けた取組						
職員の能力向上に向けた最善の方策を目指して、以下の取組みを行う。 (1) 人材の育成及び確保 健康危機管理機関として年齢・性別等を問わず優秀な人材を育成、活用し、職員の士気や意欲等の向上を図る動機付け（インセンティブ）となる制度を運用する。 (2) 研修制度の確立 個人や組織として蓄積された技術や知識が継承されるよう、研究所内で研修を行い、また、外部研修への積極的な参加を通じて新たな技術及び知見の習得を目指す。	職員の能力向上に向けた最善の方策を目指して、以下の取組みを行う。 (1) 人材の育成及び確保 ・職員採用選考を実施し、法人の検査・研究業務に必要な人員を確保する。 ・職員の士気や意欲等の向上を図る動機付けを目的に大学院修学支援制度や科学研究費申請促進事業などを運用する。 (2) 研修制度の確立 ・新規採用職員に対する研修、新たに派遣される大阪府市職員等に対する研修、管理職職員に対する研修をはじめとした職階別研修を行う。	(1) 人材の育成及び確保 ・任期付研究員の第１次選考・第２次選考を実施し、令和７年７月１日付けで１名（疫学解析研究課）決定した。 ・職員（研究員）の第１次選考・第２次選考を実施し、令和８年４月１日付けで１名（衛生化学分野）決定した。 ・職員（事務職）の採用選考を実施し、令和８年４月１日付けで２名決定した。 ・試験検査及び調査研究の推進・発展並びに優秀な人材を確保することを目的とした「クロスアポイントメント制度」を導入するため、令和８年３月に規程を制定した。 ・大学院修学支援事業については要綱を改定し、２次募集を行うなど、支援者を拡充する取組を実施した。２名の研究員に対し、大学院修学に対する支援を実施した。その他、科学研究費申請促進事業や研究支援制度を活用し、職員の研究支援を実施した。 (2) 研修制度の確立 職階別研修等を次のとおり実施した。 ・新規採用職員研修 ・人権研修（全職員対象）「厳しい指導か？パワハラか？（指導とパワハラの境とは？）（e-learning 研修）」 ・安全教育研修「化学物質の基礎研修（Ｗｅｂ研修）」（微生物部、衛生化学部の職員等） ・労働研修「15 分でわかるセルフケア（Ｗｅｂ研修）」 大阪府立環境農林水産総合研究所及び大阪産業技術研究所との合同研修を次のとおり実施。 ・新規採用職員研修「コミュニケーション研修」 ・管理職研修「リーダーの意思決定トレーニング～緊急時に、どう判断しどう行動するか ～」	Ⅲ	Ⅲ	職員採用については、令和７年度研究職２名（任期付き研究員を含む）及び事務職２名を採用した。 また、職階別研修として管理職研修及び新規採用職員研修を大阪府立環境農林水産総合研究所及び大阪産業技術研究所と合同で実施した。 さらに、人事評価制度について、令和７年度から評価者の変更やマネジメントサポートの導入などの見直しを行い、各課における課題等の把握や上司の意識改革を促すとともに、職員表彰等規程に基づき優秀職員等の表彰を実施するなど、人材確保、人材育成及び組織力向上に着実に取り組んだことから、自己評価の「Ⅲ」は妥当であると判断した。	12

	・感染症法による教育訓練をはじめとする検査業務、研究業務、精度管理業務等の実施に必要となる研修を実施する。 ・外部機関等の実施する技術研修や講習会等に研究員を派遣し、新たな検査技術の習得や技術の向上を目指す。	検査業務、研究業務、精度管理業務に必要となる以下の研修を実施した。 ・感染症法による教育訓練（全職員） ・情報セキュリティ研修（全職員） ・組換えDNA講習会（組換えDNA実験に従事する研究員） ・化学薬品類の管理（化学物質を取り扱う研究員） ・動物実験講習会（動物実験を行う研究員） ・人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理研修（人を対象とする生命科学・医学系研究を行う研究員） ・研究倫理研修（研究に関わる法人職員） ・信頼性確保研修（試験検査業務に従事する研究員） ・外部機関が実施する分析機器の技術研修及びウイルス・細菌検査に関する研修に研究員を派遣した。（再掲）				
(3) 人事評価制度の確立 ア　職員の資質、能力及び勤務意欲の向上を図るため、人事評価制度を実施する。 イ　特に優れた業績や、学位の取得、学会運営など、組織への貢献に対し相応に評価する。	(3) 人事評価制度の確立 ア　より制度目的（職員に求められる資質、能力及び勤務意欲の向上を図るとともに、上司と部下とのコミュニケーションの円滑化、 評価者及び被評価者両方の人材育成、 組織内の意識の共有化を促すこと。）につながるよう、評価者研修を実施し、適正かつ円滑に個々の職員の勤務成績を評価するとともに、人事評価結果の給与反映を適切に行う。 ・令和３年度より本格実施した人事評価制度について、より制度の目的に繋がるよう制度内容の検証を進める。 イ　優れた業績や組織への貢献等に対し、表彰を実施する。	(3) 人事評価制度の確立 ア　令和３年度から本格実施した人事評価制度について、令和７年度から評価者の変更やマネジメントサポートの導入などの見直しを行い、上司と部下とのコミュニケーションの円滑化、評価者及び被評価者両方の人材育成、組織内の意識の共有化を図った。改正後、制度の徹底周知を図るとともに、適切かつ円滑に実施できるよう、次の通り説明会及び研修を実施した。 ・人事評価説明会（新規採用者及び希望者対象） ・評価者研修（主幹研究員以上の職員対象） ・マネジメントサポートの評価対象者の設定・評価者への通知等 期中評価結果で評価の偏りがないか確認した上で、年度末に評価の取りまとめを行い、人事評価結果の給与反映を適切に行なった。また、Microsoft　Formを活用し、マネジメントサポート制度における部下からの評価を取りまとめ、各課における課題等を把握するとともに、上司の意識改革を促した。 イ　職員表彰等規程に基づき、優秀職員表彰（研究開発賞最優秀賞１グループ、研究開発優秀賞３グループ、業務改善賞１グループ）、功績職員表彰（１名）の表彰を実施した。 **・採用選考を実施し、令和７年度の採用者（研究職２名（任期付き研究員を含む）、事務職２名）を決定した。** **・職階別研修として、管理職研修と新規採用職員研修を大阪府立環境農林水産総合研究所及び大阪産業技術研究所と合同で実施した。** **・人事評価制度について、令和７年度から評価者の変更やマネジメントサポートの導入などの見直しを行った。** **・職員表彰等規程に基づき、優秀職員等の表彰を実施した。**				

		以上から、年度計画を概ね実施したと判断して自己評価は「Ⅲ」とした。				

中期計画	第３　財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 第９　その他業務運営に関する重要事項の目標を達成するためとるべき措置 第10　地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する大阪府市規約第６条で定める事項 １　施設及び設備機器の活用及び整備	大項目区分番号 6

中期目標	第４　財務内容の改善に関する事項 収支のバランスを常に意識し、コスト意識を持って、効率的な業務運営及び経費管理に努めること。

中期計画	年度計画	法人の自己評価		知事の評価		小項目区分番号
		評価の判断理由（実施状況等）	評価	評価	評価の判断理由・評価のコメント等	
第３　財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置						
ア　健全な財務運営を確保し、業務を充実させるよう、予算編成を行うとともに、予算執行にあたっては絶えず点検を行い、効率的な執行に努める。 イ　会計研修を実施し、職員のコスト意識の向上を図る。	ア ・健全な財務運営を確保し、業務を充実させるよう、予算編成を行うとともに、予算執行にあたっては絶えず点検を行い、効率的な執行に努める。 ・財務処理を迅速かつ確実に実施するため、理事会への予算執行状況、通帳残高と会計残高の突合報告及び、月次合計残高試算表による月締めを実施する。 ・不要物品の売却など新たな収入の確保や、契約事務における入札参加促進の取組など予算の効率的な執行に努める。（管理） イ　会計研修を実施し、職員のコスト意識の向上を図る。	ア ・健全な財務運営に資するため、ホームページを活用した公開見積もり合わせを導入するとともに、一般競争入札を実施（32件）するなど、日常的に効率的な予算執行に努めた。 ・月ごとに理事会での予算執行状況、通帳残高と会計残高の突合報告に加え、月次合計残高試算表による月締めを実施した。 ・売却可能な不用物品は積極的に入札等の方法により売却し、収入の確保に努めている。（８件） ・資金運用として、積立金（４億円）を定期預金に預け入れを行った。 イ　全職員を対象に、会計研修を実施した。研修実施後のアンケートにおいて、「理解できた」「やや理解でした」との回答が約９割であった。 **・健全な財務運営に資するため、ホームページを活用した一般競争入札（32件）を実施した。** **・全職員を対象に、経営指標を用いた財務分析についての会計研修を実施した。** **以上から、年度計画を順調に実施したと判断して自己評価は「Ⅲ」とした。**	Ⅲ	Ⅲ	効率的な予算執行に努めるとともに、売却可能な不用物品は積極的に入札等の方法により売却するなど、収入の確保にも取り組んだ。 また、全職員を対象として経営指標を用いた財務分析に関する会計研修を実施し、職員のコスト意識の向上を図るなど、適正な財務運営に寄与する取組を着実に実施したことから、自己評価の「Ⅲ」は妥当であると判断した。	13

中期計画	第４　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

※財務諸表及び決算報告書を参照

中期計画	第５　短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実　績
１　短期借入金の限度額 5 億円 ２　想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入することが想定される。	１　短期借入金の限度額 ５億円 ２　想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入することが想定される。	なし

中期計画	第６　出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

中期計画	年度計画	実　績
一元化施設への移転に伴い不要財産となることが見込まれる森ノ宮センター及び天王寺センターの建物について、地方独立行政法人法第 42 条の２第１項の規定により、大阪府及び大阪市に現状有姿にて返還する。	なし	なし（令和５年度実施済み）

中期計画	第７　重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

中期計画	第８　剰余金の使途

中期計画	年度計画	実　績
決算において剰余金が発生した場合、調査研究及びその研究成果の普及、活用並びに情報発信、研修等、住民サービスの質の向上と組織運営の改善等、法人の円滑な業務運営に充てる。	決算において剰余金が発生した場合、調査研究及びその研究成果の普及、活用並びに情報発信、研修等、住民サービスの質の向上と組織運営の改善等、法人の円滑な業務運営に充てる。	前中期目標期間繰越積立金を効果的かつ効率的に活用するため、科学研究費申請促進事業、オープンアクセス支援事業、若手研究員スタートアップ支援事業等に充てた。 また、目的積立金活用選定会議において、選定された機器整備等に充てた。

中期計画	第９　その他業務運営に関する重要事項の目標を達成するためとるべき措置 第 10　地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する大阪府市規約第４条で定める事項 １　施設及び設備機器の活用及び整備

中期目標	第５　その他業務運営に関する重要事項 １　施設及び設備機器の活用及び整備 社会的ニーズに的確に応えていくため、施設及び設備機器類を適正に管理し有効に活用するとともに、それらの計画的な整備に努めること。 なお、施設及び設備機器類の使用に当たっては、大阪市立環境科学研究センターと十分に連携を図り、円滑に実施すること。 ２　安全衛生管理対策 職員が安全かつ快適な労働環境で業務に従事することができるよう、安全対策の徹底と事故防止に努めること。また、職員が心身ともに健康を保持し、その能力を十分発揮することができるようにすること。 ３　環境に配慮した取組の推進 環境に配慮した業務運営に努めること。 ４　コンプライアンス及びリスクマネジメントの徹底 法令等の遵守を徹底し、高い倫理観を持って業務を遂行すること。また、個人情報や企業活動に関する情報は、関係法令に基づき適正に取り扱い、管理すること。さらに、情報セキュリティ対策をはじめとする研究所の諸活動における安全性の向上を図り、環境の変化に即したリスクマネジメント対応を行うこと。 ５　情報公開の推進 法人運営に関して透明性を確保するため、広報体制を強化し、迅速な情報公開に努めること。

中期計画	年度計画	法人の自己評価		知事の評価		小項目区分番号
		評価の判断理由（実施状況等）	評価	評価	評価の判断理由・評価のコメント等	
第９　その他業務運営に関する重要事項の目標を達成するためとるべき措置						
１　安全衛生管理対策 職員が安全かつ快適な労働環境で業務に従事できるよう、関連法令に基づいた安全衛生管理体制を確立し、化学物質や病原微生物の適正管理など環境の整備を行い、職員が心身ともに健康を保持し、その能力を十分発揮できるようにする。また、地方衛生研究所特有の実情をふまえ、事故の防止に組織的に取り組む。	１　安全衛生管理対策 安全衛生委員会を定期的に開催し、職場環境改善・労働衛生に関する理解と意識の向上を図り、健康対策、事故防止対策を行う。	１　安全衛生管理対策 ・安全衛生委員会を定期的に開催し、職場環境改善・労働衛生に関する理解と意識の向上を図った。併せて産業医による職員の健康相談や職場巡視も行い、職員の健康保持増進と快適な職場環境の形成を図った。 ・感染症法に基づく教育訓練、安全管理者による職場巡視、化学物質リスクアセスメント等を実施し、事故等の防止に取り組んだ。 ・法人の安全週間行事として、微生物部・衛生化学部の職員等を対象に「化学物質基礎研修（Ｗｅｂ研修）」を実施した。（再掲） ・法人の労働衛生週間行事として、全職員を対象に、「15分でわかるセルフケア（Ｗｅｂ研修）」を実施した。（再掲）	Ⅲ	Ⅲ	快適な職場環境の形成やコンプライアンスの徹底に努めたことに加え、環境への負荷低減を図るなど、計画を順調に実施していることから、自己評価の「Ⅲ」は妥当であると判断した。	14
２　環境に配慮した取組の推進 環境への負荷を低減するため、環境管理マニュアルに基づき、省エネルギーやリサイクルの推進など環境に配慮した業務運営に組織的に取り組む。	２　環境に配慮した取組の推進 ・一元化施設における令和５年度以降の使用実績を踏まえ、電気、ガス、水道の使用量、二酸化炭素の排出量、コピー用紙の使用枚数に関する令和８年度からの目標値の設定について検討を進める。	２　環境に配慮した取組の推進 ・法人環境方針に基づき、令和７年度の各種数値目標を設定し、ホームページで公表した。上半期に達成度合いを確認しつつ取組を進めた結果、令和７年度は概ね数値目標を達成した。 ・令和８年度の目標値の設定について、これまでの実績等も踏まえ検討を進めた。				

	・環境方針の理念を再確認しつつ定期的に達成度合いを確認しながら取組を進め、環境への負荷の低減を行う。					
3　コンプライアンス及びリスクマネジメントの徹底 法令等の遵守を徹底し、高い倫理観を持って業務を遂行するとともに、個人情報や企業活動に関する情報は、関係法令に基づき適正に取り扱い、管理する。 また、情報セキュリティ対策をはじめとする法人の諸活動における安全性の向上を図り、環境の変化に即したリスクマネジメント対応を行う。	3　コンプライアンス及びリスクマネジメントの徹底 ・法令等の遵守を徹底し、高い倫理観を持って業務を遂行するため、コンプライアンス研修（適正な事務処理、法令遵守）等の取組を行う。 ・法人に関連する法令を定期的に点検し、対応できていない事項が判明すれば、迅速に改善する。 ・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づいて策定した個人情報の取扱及び管理に関する規程及び情報セキュリティに関する要綱を踏まえ、個人情報や企業情報、検査成績、研究成果等の職務上知ることのできた情報の漏えい防止を図るなど、法人の諸活動における安全性の向上のため、リスクマネジメント対応を適切に行う。	3　コンプライアンス及びリスクマネジメントの徹底 ・新規採用者研修の一環として、コンプライアンス研修を実施した（再掲）。 ・全職員を対象に、会計研修を実施した。（再掲） ・研究に関わる法人職員を対象に研究倫理研修を実施した。（再掲） ・令和元年度よりハラスメント相談及び令和2年度より公益通報について、弁護士が担当する外部窓口を設置している。 ・法人関連法令等の最新改正事項については、点検を10月に実施した。 ・個人情報の取扱及び管理に関する規程及び情報セキュリティに関する要綱を踏まえ、個人情報や企業情報、検査成績、研究成果等の職務上知ることのできた情報の漏えい防止の徹底に努めている。 ・情報セキュリティに関する基本要綱第 42 条に基づき、情報セキュリティ研修を10月に実施した。 ・総務省がR7年3月に改訂した「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、R8年3月に当法人の情報セキュリティに関する基本要綱を改訂した。				
4　情報公開の推進 法人経営の一層の透明性を確保するため、事業内容や運営状況に関する情報の公開に取り組む。また、事業内容や運営状況に関する情報公開請求に対しては関連法令に基づき適正に対応する。	4　情報公開の推進 ・ホームページを活用し、事業実施状況や理事会の開催結果を迅速にわかりやすく公開する。 ・法人における情報公開請求があれば、関連法令に基づき適正に対処する。	4　情報公開の推進 ・ホームページを活用し、事業実施状況や理事会の開催結果を迅速にわかりやすく公開している。 ・令和7年度において、法人に対する情報公開請求はなかったが、関連法令等に基づく対応体制を維持した（総務）。 **・安全衛生委員会により各種活動を行うとともに、産業医による健康相談や研修を実施し、快適な職場環境の形成を図った。** **・環境への負荷低減を図るため、法人環境方針に基づき各種数値目標を設定し、概ね達成した。** **・コンプライアンスや研究活動における不正防止について研修を実施した。** **以上から、年度計画を順調に実施したと判断して自己評価は「Ⅲ」とした。**				
第10　地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する大阪府市規約第6条で定める事項 1　施設及び設備機器の活用及び整備						

施設及び設備機器については、中長期的な視点に立ち、計画的な整備に取り組む。 大阪市立環境科学研究センターとの協定に基づき、施設及び設備機器類を有効に活用する。	・施設及び設備機器については、中長期的な視点に立ち、計画的な整備に取り組む。 ・大阪市立環境科学研究センターと締結した協定に基づき、施設及び設備機器類を有効に活用する。	・「ファシリティマネジメント基本方針（公共施設等総合管理計画）」に基づき計画的な整備に基づく運営に努めた。 ・機器整備計画に基づき機器を更新し、検査・研究部門の強化を図っている。（再掲） ・大阪市環境科学研究センターと締結した協定に基づき施設及び設備機器類（走査電子顕微鏡等）を有効に活用した。 **・機器整備計画に基づき機器を更新し、検査・研究部門の強化を図った。** **・大阪市環境科学研究センターと締結した協定に基づき施設及び設備機器類を有効に活用した。** **以上から、年度計画を順調に実施したと判断して自己評価は「Ⅲ」とした。**	Ⅲ	Ⅲ	機器整備計画に基づき機器更新を行い、検査・研究部門の機能強化を図った。 また、大阪市環境科学研究センターと締結した協定に基づき施設及び設備機器類を共用するなど有効に活用したことから、着実に取組を進めているため、自己評価の「Ⅲ」は妥当であると判断した。	15

中期計画	**第10　地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する大阪府市規約第６条で定める事項 ２　人事に関する計画**

中期計画	年度計画	実　績
第２の「１　業務運営の改善（３）組織体制の強化」 「２　職員の能力向上に向けた取組」に記載のとおり。	第２の１（３）、２に記載	第２の１（３）、２に記載

中期計画	**第10　地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する大阪府市規約第４条で定める事項 ３　中期目標の期間を超える債務負担**

なし

中期計画	**第10　地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する大阪府市規約第４条で定める事項 ４　積立金の処分に関する計画**

中期計画	年度計画	実　績
前中期目標期間繰越積立金については、調査研究及びその研究成果の普及、活用並びに情報発信、研修等、住民サービスの質の向上と組織運営の改善等、法人の円滑な業務運営に充てる。	前中期目標期間繰越積立金については、調査研究及びその研究成果の普及、活用並びに情報発信、研修等、住民サービスの質の向上と組織運営の改善等、法人の円滑な業務運営に充てる。	繰越積立金を効果的かつ効率的に活用するため、科学研究費申請促進事業、オープンアクセス支援事業、若手研究員スタートアップ支援事業等に充てた。（再掲） また、目的積立金活用選定会議において、選定された機器整備等に充てた。（再掲）